

# 第1章 災害に強いまちづくり

本章においては、災害に強いまちづくりを推進するため、集落の防災機能の強化、建造物等の安全対策を図るとともに、水害、土砂災害、地震・津波災害等の各種災害を防止するための計画を定める。

所 管	防災安全課, 総務課, 都市整備課, 定住促進課, 鯖江・丹生消防組合
-----	-------------------------------------

## 第1節 災害に強いまちづくり計画

集落居住区域の基本的な構造を強くするため、まちの防災構造化や防災空間の整備等の総合的な推進を図り、その防災機能の強化を図る。

### 第1 防災まちづくり計画の推進

町は、国の「防災都市づくり計画策定指針」に従い、集落居住区域における防災都市づくり計画を策定し、都市防災構造化対策の推進を図る。

#### 1 用途地域の指定

町域での無秩序な開発を抑制し、防災性の高い安全な居住環境や市街地を創造するため、都市計画法に基づく用途地域の見直しや指定を推進する。また、防災上の観点から、公園、緑地、広場、街路等の公共施設は有効なオープンスペースとして位置づけ、防災機能を考慮した整備に努めるとともに、地区住民に対する指導・助言を積極的に行う。

#### 2 建築物の不燃化

防火地域・準防火地域の指定を推進し、建築物の不燃化等の耐火性を高め、災害時の被害の軽減や延焼防止対策に努める。

#### 3 土地区画整理事業の推進

県と連携し、市街地再開発計画事業や地区計画等を活用し、積雪も配慮した既成市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業の実施により、災害に強く安全で快適な市街地の形成を推進する。

町は、県および国と、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

#### 4 ハザードマップの整備

町域における土砂災害、洪水、地震・津波等の災害の危険性や、指定緊急避難場所、避難路、避難所等の防災関連施設を町民に広く周知するため、ハザードマップを作成し、戸別配布及び町ホームページへの掲載を推進する。

#### 5 風水害に強いまちづくり

町は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。

町は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県および町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導し

ないことを基本とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。市町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化および防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

国、県及び町は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。なお、流木災害の激甚化や河川氾濫への対応については、流域治水の取り組みと連携しつつ、森林整備による土壌保全強化等による流木対策を推進するものとする。県、町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

## 第2 防災空間の整備

町は、県と連携し、都市公園、都市緑地、道路空間及び河川空間の整備を推進し、災害時における避難場所や避難路の確保、延焼防止、救援活動が円滑に実施できる環境の整備を推進する。

### 1 都市公園等の整備

都市公園等は、災害時の避難場所又は防火帯としての機能を有することから、町は、備蓄倉庫や耐震性貯水槽等を備えた防災公園の整備に努める。

### 2 緑地・緑道の整備等

緑地・緑道は、緩衝、避難等の用に供することから、町は、緑地の保全に努めるとともに、公園緑地や緑道の整備及び道路の緑化を推進する。

### 3 道路空間の整備

広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、関係機関と連携し、都市計画道路等の整備を推進する。また、道路整備に当たっては被災時の代替機能を考慮し、未舗装の町道については地域の実情に応じて整備に努める。

- (1) 幹線道路は災害時の緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し、その整備に努める。
- (2) 幹線以外の道路は幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難経路を考慮して整備する。

### 4 河川空間の整備

河川水を消防水利として活用できるよう、必要な施設の整備を図る

## 第2節 建築物災害予防計画

災害に対する建築物等の安全性を高めることにより、被害の発生を未然に防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性、浸水対策等を強化することで、災害対策の円滑な実施を図る。また、民間の施設、一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底を行うとともに、日常の点検等を促進し災害の予防を図る。

### 第1 建築物耐震診断体制

#### 1 耐震性の確保についての基本的考え方

本町における建築物等の耐震設計の方法は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は次のとおりである。

なお、耐震性の確保には、耐震設計のほか、機能の代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

- (1) 人命に重大な影響を与えないこと。
- (2) 機能的に重大な支障が生じないこと。

#### 2 耐震診断体制の整備

町は、建築物の耐震性を強化していくために必要となる耐震診断体制を整備するため、診断判定の指標・判定ランクを活用し、町内における耐震診断技術者の育成や耐震診断判定体制を確立する。

##### (1) 診断判定の指標・判定ランクの活用及び耐震診断判定体制の確立

耐震診断を実施する際に必要となる県の構造耐震判定指標と診断結果の評価を行う判定ランクを活用するとともに、県が設置を予定している耐震診断判定委員会の下、統一的な耐震性能の判定を行う耐震診断判定体制の確立を図り、耐震診断の結果と耐震補強計画の判定業務を行う。

##### (2) 町内における耐震診断技術者の育成

県が実施する耐震改修に関する各種講習会の開催及び耐震診断技術者の登録に協力し、早急に技術者の育成を図る。

#### 3 建築物の耐震改修の促進

多数の者が利用する一定の建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努める。

### 第2 公共建築物

#### 1 防災対策上重要な建築物の指定

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示及び安全な避難場所・避難所の確保が要求される。

町は、災害応急対策を推進する上で重要な施設を「防災対策上重要な建築物」として指定する。

なお、「防災対策上重要な建築物」に指定する建築物は次のとおりとする。

##### (1) 災害時に被災者を一時的に収容する施設

病院、診療所、学校、社会体育施設、社会福祉施設等

##### (2) 災害応急対策活動を実施するための中枢的な施設

役場、各コミュニティセンター、丹生分署及び各消防分遣所、出先施設等

#### 2 防災対策上重要な建築物の安全性強化

町は、防災対策上重要な建築物に指定した建築物については耐震診断を行い、重要度又は必要度の高いものから順次耐震補強を図るとともに、浸水防止対策等を推進し、安全性の向上を図る。また、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間は外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。

#### 3 新設建築物の耐震・耐火構造化、地盤調査の実施

町は、新設建築物について、新耐震設計基準による建築を徹底する。

#### 4 その他の建築物

町は、防災対策上重要な建築物以外の町有建築物について、施設管理者としての責務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の趣旨に基づき、計画的に耐震診断を行い、その結果に応じて耐震補強等の改修を実施する。

### 第3 一般建築物

#### 1 一般建物の耐震・耐火性の向上

町は、既存建築物の耐震診断や耐火性に関し、耐震診断や改修の必要性等についてパンフレット等を活用した町民への啓発活動を推進する。また、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の設置に努める。

#### 2 家具等転倒防止の推進

町は、住宅・事務所等の建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止するため、その適正な対策・転倒防止方法等について、わかりやすいパンフレットを町民に配布し、普及・啓発を図るとともに、防災技術指導者（防災マイスター）を早急に養成し、適切な指導、助言等を行うなど、家具等の耐震安全性の確保を図る。

#### 3 定期報告制度の活用

町は、建築基準法第12条に基づく特殊建築物等の調査・検査報告を活用し、建築物の所有者又は管理者に対して、防災上必要な助言を行う。

#### 4 木造住宅耐震診断事業の推進

昭和56年5月31日以前に工事着工した木造住宅は、地震に対する被害を受けやすいことから、町は、耐震診断の必要性を町民に広く周知し、「越前町木造住宅耐震改修促進事業」を推進する。

### 第4 その他の構造物

#### 1 ブロック塀の安全点検と指導

町は、ブロック塀の倒壊防止対策を次のとおり実施する。

##### (1) ブロック塀築造に対する指導の強化

ブロック塀を新設又は改修しようとする者に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

##### (2) ブロック塀調査に基づく既存ブロック塀に対する改修指導

通学路等を中心にブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握に努めるとともに、危険箇所の改修について必要な助言、指導等を行う。

##### (3) 町民に対する知識の普及

町民に対して、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報誌等を活用した啓発を図る。また、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

#### 2 落下物対策

町は、窓ガラス、屋外広告物・看板等の実態調査を実施し、危険性のある屋外広告物・看板等については、撤去や改修補強等の指導を行う。

町は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

#### 3 天井材等の非構造部材等の安全対策

町は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策や、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

### 第5 応急危険度判定制度への支援

#### 1 判定士の養成支援

町は、大地震、豪雨等によって大規模かつ広範囲に被災した宅地の危険度を判定する制度の整備を図るため、県が実施する土木・建築技術者等を対象とした被災宅地危険度判定講習会の開催及び受講者の

登録に協力し、被災宅地危険度判定士の養成を支援する。

## 2 実施体制の整備支援

町は、危険度判定の方法、判定士の権限、身分保障、派遣要請等について、県と相互に緊密な連携を図る。また、災害時に県に対して判定士の派遣を要請した場合の受入体制、必要資機材の確保など、実施体制の支援に努める。

## 3 制度の普及・啓発

町は、県と連携し、被災建築物応急危険度判定制度の趣旨について町民の理解が得られるよう、広報誌等を通じて普及・啓発に努める。

# 第6 防災集団移転推進事業及びがけ地近接危険住宅移転事業

## 1 防災集団移転推進事業

町は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定により指定された区域のうち、町民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を推進する。

## 2 がけ地近接危険住宅移転事業

町は、がけ地の崩壊、土石流等により、町民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅の移転を推進する。

# 第7 文化財の保護

町は、文化財を災害から保護するため、教育委員会、鯖江・丹生消防組合等と協力して火気使用制限区域の指定を推進する。また、文化財の所有者又は管理者は、防災対策を推進する。

## 1 文化財保護思想の普及と啓発

文化財保護強調週間、防火デー等の行事を通じて所有者、町民、見学者等に対して、文化財保護思想の高揚を図るための啓発活動に努める。

## 2 火気使用制限区域の指定

文化財保護対象物を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定するとともに、町民、見学者等に対する周知を図るため、標識等の設置を推進する。

## 3 防災対策の推進

文化財の所有者又は管理者は、文化財保護対象物を所蔵する建造物に対し、消火設備、避雷設備等の防火設備の設置、改修及び耐震構造化を推進する。

## 第3節 交通施設の災害予防計画

災害時における被害を最小限に止め、交通機能を確保するため、交通施設の災害対応力を強化するとともに、迅速な施設の復旧を図るための体制を整備する。

### 第1 道路施設

町は、地域内の確実な避難、救急活動を確保するため、管理する道路について、道路施設の防災構造化を推進するとともに、災害が発生した場合の応急復旧体制の整備を図る。

#### 1 道路の整備

災害時における道路機能の確保を図るため、道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所、アンダーパス部等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事を早急を実施する。また、震災時における道路機能の確保のため、所管道路での計画的な補強等の対策を推進するとともに、広域的、地域的な防災体制の確立を目的とした道路網についてもあわせて整備する。

##### (1) 幹線道路網の整備

緊急輸送ルートとなる交通網の中核である幹線道路について、被災時の代替性にも考慮しながら整備を推進するほか、防災体制の確立のため、町の防災上拠点を連結する補助幹線道路、区画道路等について、幹線道路とのスムーズな連結を図る。

##### (2) 避難誘導路の確保

防災上必要な地域においては、歩道等の整備による避難誘導路の確保を図る。

##### (3) 道路の防災補修工事

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事を早急を実施する。

##### (4) 橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、地震に対する安全性について確認を行い、これに基づき必要な補強等の対策を推進する。

橋梁等の耐震基準については、「橋、高架の道路等の技術基準」を準用し、既設橋梁の耐震調査や補強等対策工事を推進し、今後新設する橋梁については、上記仕様又は今後国において示される新たな基準に基づき整備を行う。また、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

##### (5) トンネルの整備

地震発生時におけるトンネルの安全の確保を図るため、所管のトンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定してトンネルの整備を推進する。

##### (6) 横断歩道橋の整備

震災時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋について、本体と階段の取付部を中心とした耐震点検調査を実施し、補修等対策が必要なものについて整備を推進する。

#### 2 道路啓開等

道路管理者は、大規模地震において道路啓開等を迅速に行うため、関係機関と連携して、道路啓開計画を策定するものとする。

道路上の事故車両、倒壊物、落下物等を排除し、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材を関係の民間企業等から緊急に協力が得られるよう、協定の締結に努める。

## 第2 漁港施設

町は、所管漁港施設について、災害時における緊急物資及び避難者の海上輸送基地として機能できるよう、防災構造化を推進する。

### 1 安全性・耐震性の強化

越前漁港（4種漁港）においては、荒天時における漁船の避難等により、港内での衝突事故防止を図るため、誘導案内や静穏な泊地及び漁船のけい留施設を整備する。また、耐震岸壁の整備等、防災対策を考慮した漁港整備を推進する。

### 2 施設の点検調査

施設の安全確保のため、耐震性点検マニュアルに基づき、点検調査を行う。

## 第4節 上下水道施設の災害予防計画

災害時における被害を最小限に止め、給水及び排水機能を確保するため、上水道・簡易水道施設及び下水道施設の災害対応力を強化するとともに、迅速な施設の復旧を図るための体制を整備する。

### 第1 上水道・簡易水道施設

町は、災害による上水道・簡易水道施設の被害を最小限に止め、速やかに水の供給を確保するため、施設の整備増強を推進するとともに、応急復旧用資機材の整備及び応急復旧体制の整備を図る。

#### 1 施設等の整備

上水道・簡易水道施設の整備充実を図るとともに、水質及び水源の確保に努める。

##### (1) 上水道施設の整備充実

老朽化した機械電気設備の更新、配水管の布設替え、テレメーターシステムの導入等による維持管理の近代化を推進する。

##### (2) 簡易水道施設の整備充実

各簡易水道の実情に即し、取水施設、浄水施設及び配水施設の整備充実を図るとともに、管理体制の強化充実を努める。

##### (3) 水質及び水源の確保

井戸水、湧水、表流水等の個別水源に対して水質及び水量の安定確保に努めるとともに、水源周辺地域の環境保全に努める。

#### 2 重要施設の耐震性の強化

地震・津波の発生に伴う断・減水を未然に防止するため、水道施設の耐震化事業計画に基づき、水道の基幹施設の耐震性の強化及び防災対策上重要な施設や要配慮者への配水管路の耐震化を優先的に進める。

なお、施設の耐震設計に当たっては、「日本水道協会編：水道施設耐震工法指針・解説」及び「日本水道協会編：水道施設設計指針解説等」に基づき行う。

##### (1) 貯水、取水、導水施設

管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造・材質とする。水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震や津波時の原水、水質の安全が保持できるかどうかを確認し、複数水源間の連絡管の布設、地下水等予備水源の確保を図る。

##### (2) 浄水施設

ポンプ回りの配管、構造物との取り付け管、薬品注入関係の配管設備の耐震化を推進して整備の補強を行う。また、被災時における停電を考慮し、自家発電設備の整備に努める。

##### (3) 送配水施設

送配水幹線の耐震性を強化するため、継手等は耐震性の高い構造・工法を採用するとともに、配水系統管の相互連絡を行う。

配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロック化等を行って、断水地域の縮小に努める。また、既設管については、石綿セメント管、経年管等のダクタイル鋳鉄管への布設替え等の措置を行う。

#### 3 維持管理体制の強化

施設を適切に保守し、耐震性の確保に努めるため、巡回点検、予備施設の整備、地盤不良箇所の調査等を実施する。

#### 4 応急復旧用資機材の整備

原水処理薬剤及び応急復旧用資機材の整備・備蓄を推進する。また、広域的な水道事業団体の相互融通ルール化を進めるとともに、応急用資機材の備蓄場所、融通方法を定めたガイドライン等を策定し、備蓄促進を図る。

#### 5 給水体制の整備

上水道・簡易水道施設が被害を受けたときの緊急用水の確保を図るため、県及び日本水道協会福井支部と連携し、緊急遮断弁の設置等を計画的に進めるとともに、拠点避難所等への緊急ろ水装置や耐震性

貯水槽の整備に努める。また、地下水利用時の水質条件等のガイドラインを早急に設定するとともに、災害時における円滑な緊急用水の供給を図るため、広域ブロックごとの給水車の整備を促進する。

さらに、防災担当課と協力し、2～3日分の飲料水の備蓄や給水装置の配備、受水槽の耐震化を推進し、また町民等の非常食等の備蓄など、自主的な取り組みが推進されるよう啓発する。

#### 6 応急復旧体制の整備

災害によって被災した上水道・簡易水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

#### 7 訓練及び平常時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から次の事項を中心に訓練及び広報活動を行う。

##### (1) 訓練

職員に対し、防災体制、応急復旧措置等に関する総合的な訓練を行う。

##### (2) 広報

平常時からの2～3日分の飲料水の備蓄や給水装置及び受水槽の耐震化について、町民等の自主的な取り組みが推進されるよう広報を行う。

## 第2 下水道施設

下水処理施設は生活に必要不可欠であるばかりでなく、河川や海洋の汚染防止の観点からも重要である。

町は、浸水等による被害の防止、生活環境の整備、公共用水域への水質汚濁の防止及び災害による下水道施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設を含む。）の被害の軽減を図るため、施設の整備増強を推進するとともに、応急復旧用資機材の整備及び応急復旧体制の整備を図る。

#### 1 施設等の整備

公共下水道事業、農業集落排水整備事業及び漁業集落排水整備事業の推進を図るとともに、合併処理浄化槽の設置を促進する。

##### (1) 公共下水道事業の推進

公共下水道の事業認可区域の整備を推進する。

##### (2) 農業集落排水整備事業及び漁業集落排水整備事業の推進

公共下水道整備区域以外の集落については、農業集落排水整備事業又は漁業集落排水整備事業の推進を図る。

##### (3) 合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道整備区域、農業集落排水整備区域及び漁業集落排水整備区域以外の集落については、集落の実情に応じ、合併処理浄化槽設置整備事業等によって下水道整備の推進を図る。

##### (4) マンホール等の清掃を行うため、バキューム車、マンホールポンプ動力（電源車等）及び通信ケーブルの確保に努める。

#### 2 施設の耐震性の強化

地盤条件を考慮し、管渠施設・ポンプ施設・処理場の各施設が地震や津波時においてもその根幹的な機能を保持するよう計画・設計に十分配慮する。また、管渠及び処理場又はポンプ場の土木建築構造物・機械電気設備について補強・更新を図る。

さらに、非常用電力の確保に努める。

#### 3 点検調査の実施

施設設備の点検マニュアルを整備するとともに、これに基づき点検調査等を定期的の実施し、施設設備の改善に努める。

#### 4 代替設備の整備

下水道施設に支障をきたした場合におけるトイレシートを活用（平成28年度購入）や仮設トイレの調達供給体制の確立を図るほか、マンホールトイレシステム（公共下水道接続型仮設トイレ）の整備についても検討する。

#### 5 施設、設備の維持管理

民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資器材の整備等に努める。

6 応急復旧体制の整備

被災下水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制の整備を図る。

## 第5節 電気・ガス施設の災害予防計画

災害時における被害を最小限に止め、電力及びガスの供給機能を確保するため、電力及びガス施設の災害対応力を強化するとともに、迅速な施設の復旧を図るための体制を整備する。

### 第1 電気施設

北陸電力(株)は、災害による電気設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、災害の種類ごとにあらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備及び管理を行い、応急復旧体制の整備、電気施設の耐震性、浸水防止対策等の強化を図る。

#### 1 風水害・震災対策

##### (1) 発電設備、変電設備

施設、附属設備及びその防護施設について点検・整備を行うとともに、非常用電源を整備する。

##### (2) 送配電設備

- ① 重要設備、回線等に対する災害予防対策を実施する。
- ② 土砂採取等に対する鉄塔基礎周辺の保全対策を推進する。
- ③ 橋梁及び建物取付部における耐震性の強化を図る。
- ④ 電線路付近における飛来物に対する予防対策をとる。

#### 2 落雷対策

変電設備に耐雷遮へい及び避雷器を重点的に配置するとともに、系統保護継電装置を強化する。送配電設備については、架空地線及び避雷器を設置して雷害対策を強化する。

#### 3 雪害対策

雪害による停電等を防止するため、なだれ防止柵の取り付け、ヒーターの取り付け等発電、送電及び配電設備の耐雪化を図るとともに、通常時から巡視及び点検を実施し、各設備の機能維持に努める。

#### 4 通信設備の強化

主要通信系統の二重ルート化、健全回線の切替による応急連絡回線の確保、無停電電源及び予備電源の確保並びに移動無線応援体制の整備等を行う。

#### 5 電気設備予防点検の実施

電気設備に関する技術基準の定めるところにより、定期的に工作物の巡視、点検を実施するほか、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行う。

#### 6 災害対策用資機材の整備及び輸送体制の確保

##### (1) 資機材の整備

本店、支店、営業所及びその他の業務機関は、地域的条件を考慮して災害対策用資機材の必要数量を整備しておく。

##### (2) 資機材の輸送

本店、支店、営業所及びその他の業務機関は、災害対策用資機材の輸送計画を作成するとともに、輸送力を確保しておく。

### 第2 ガス施設

ガス製造・販売業者は、災害発生 of 未然防止を図るとともに、被災時のガス設備の被害を軽減し、さらに、ガスによる二次災害の防止を図るため、ガスの製造、供給に係る施設・設備の整備、管理を行うとともに、耐震性の強化、応急復旧体制の整備を図る。

#### 1 製造設備及び供給設備の充実並びに維持管理

ガス発生設備、石油類貯蔵槽、LPガス貯蔵槽、ガスホルダー、プロパンガス容器等については耐震性を十分に考慮して設置し、防油、防液堤、消火設備、保安電力設備等の拡充及びプロパンガス容器の転倒防止に努める。

これらの設備については、保安規定、危害予防規定等に定めるところにより、定期的に点検、検査及び見回りを実施する。また、設備上、耐震性がないと判明した設備については、早急に改善修理を実施する。

2 災害対策用資機材の整備

緊急事態が発生した場合に早急に応急復旧措置ができるよう、あらかじめ通信体制を強化するとともに、導管材料、緊急防災工具等必要な資機材を整備し、定期的に確認を行う。

3 関係機関との相互協力体制の確保

町域において、ガス漏れによる爆発事故が発生した場合、迅速かつ的確に対処できるよう、あらかじめ関係機関と協議しておく。

## 第6節 電気通信施設・放送施設の災害予防計画

災害時における被害を最小限に食い止め、通信の途絶防止及び放送電波の確保を図るため、電気通信及び放送施設の災害対応力を強化するとともに、迅速な施設の復旧を図るための体制を整備する。

### 第1 電気通信施設

#### 1 C A T V施設

町内の各家庭を結ぶC A T Vは、災害時の重要な情報伝達・広報手段となることから、町及びケーブルテレビの管理者は、災害時においても回線が確保されるよう、防災性能の強化に努める。

#### 2 電気通信施設

西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)等は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について耐震化、浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期する。

##### (1) 災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災設計等を行い万全を期する。

- ① 豪雨、洪水又は津波等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐水構造化
- ② 暴風、豪雪のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐風又は耐雪構造化
- ③ 地震、火災災害に対する重要電気通信設備の耐震、耐火構造化
- ④ 主要な伝送路の多ルート構成又はループ構成

##### (2) 災害対策用機器の配備

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器等を配備する。

- ① 非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置
- ② 移動電源車、発電発動機
- ③ 非常用移動電話局装置、車載型基地局装置
- ④ 応急復旧用ケーブル
- ⑤ その他災害対策用機器

##### (3) 災害時措置計画の整備

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の災害措置計画を作成する。

- ① 伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）
- ② 交換措置（迂回路変更、利用制限等）
- ③ 手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

### 第2 放送施設

日本放送協会福井放送局、福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)及び丹南ケーブルテレビ(株)、福井エフエム放送(株)は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における放送電波の確保を図るため、あらかじめ定められた計画により、放送施設、局舎設備等について次の予防措置を講じるとともに、災害報道体制を整備する。

#### 1 放送設備等の耐震対策及び浸水防止対策の強化

#### 2 非常用資機材及び消耗品等の定量常備

#### 3 放送設備等の整備点検

災害警戒時には、次の設備について整備点検を行う。

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第6節 電気通信施設・放送施設の災害予防計画

- (1) 電源設備
- (2) 給排水設備
- (3) 中継、連絡設備
- (4) 放送設備、空中線関係設備

## 第7節 水害予防計画

治山・治水対策事業等を推進し、台風、集中豪雨等による水害の防止を図るとともに、警戒避難体制の強化に努める。

### 第1 治山対策の推進

町は、山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、治山に関する計画を樹立し、山地治山、防災林整備、水源地域整備等の事業を計画的に推進する。

#### 1 山地治山事業

山地災害を防止するため、局所的な短時間豪雨などの天然現象等によって発生した荒廃地及び荒廃危険地が存する一定地域において、治山施設及び森林の整備を緊急かつ総合的に実施する。

#### 2 防災林整備事業

- (1) 積雪地帯で発生するなだれの被害や海岸等で飛砂、潮風、高潮、強風等による被害を防止する。
- (2) 地味劣悪、被害等により機能の低下した保安林を整備し、水源かん養及び土砂流出、土砂崩壊等防災機能の高度発揮を図る。

#### 3 流域保全総合治山事業

流域保全上重要な水系の上流域に存する森林等において、流域全体にわたる水源涵養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮を図る。

#### 4 事業実施の留意事項

治山対策事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 山地地帯において、治山行政と土木行政との境界面についても総合的視野から考慮する。
- (2) 砂防法の砂防指定地と森林法の保安林地区との調整を行うよう考慮する。
- (3) 環境及び景観へも考慮する。

### 第2 治水対策の推進

町は、台風、集中豪雨等による洪水の防止を図るため、水系の一貫した治水整備計画を充実し、河川改修及び河川の維持修繕事業の実施を促進するとともに、長期的かつ計画的な治水対策を推進する。

#### 1 河川改修事業

県と連携し、河川の本川について、狭部の拡幅、堆積土砂の掘削、護岸、水制等の施工、河積の拡大及び河道の安定を図り、上流ダム等による洪水調整を推進する。

#### 2 河川維持修繕事業

平素から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常が認められたときには直ちに原因究明と補修を行う。また、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう、堤防の維持、護岸、浚渫、水制及び根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

#### 3 事業実施の留意事項

治水対策事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 水源より河口に至る水系の一貫した危険箇所の実態を把握するとともに、砂防施設の堆砂、河床変動、天井川の形成や排水不良等、慢性的・持続的な破壊作用等についても考慮する。
- (2) 利水施設の設置は治水との総合調整を考慮し、水源より河口まで一貫した観点から適切に行うよう考慮する。

- (3) 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。
- (4) 総合排水の見地より、公共下水道事業、集落排水事業、農地等排水改良事業等との調整を行うよう考慮する。
- (5) 環境及び景観へも考慮する。

### 第3 水防体制の強化

#### 1 水防体制の確立

河川及びため池の管理者は、水防に関する組織、動員体制、情報連絡体制等の整備充実を図り、水防体制の万全を期する。

#### 2 河川等の管理強化

河川及びため池等の管理者は、堰、水門等その管理する施設の操作に当たって、下流流域における異常出水の防止に十分配慮して行う。

#### 3 水防施設の維持管理

河川及びため池の管理者は、河川水位、雨量等の観測施設及び警報施設の計画的な点検整備を行い、施設の適切な維持管理に努める。また、増水時の堤防等施設の監視体制及び内水排除施設の耐水機能の確保に努めるとともに、下水道等の管理者と連携し、増水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等洪水被害の軽減に努める。

#### 4 水防用資機材の備蓄及び点検

水防管理団体は、水防区域等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な資機材の整備を図り、平素から計画的な点検整備と補充等に努める。また、点検には、丹南土木事務所係員の立ち会いを求め、その結果については、丹南土木事務所を経由して県砂防防災課に報告する。併せて、地理的状況等を踏まえ、土のう、スコップ等防災資機材の適正配備及び水防倉庫のあり方についても検討を行う。

#### 5 水害危険箇所パトロールの強化

町は、水害危険箇所の把握に努め、立て札や広報等で町民に注意を促すとともに、毎年の出水期に先立ち、水害危険箇所・河川危険区域のパトロールを強化する。

#### 6 警戒避難体制の整備

町は、町民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努めるとともに、次のとおり、警戒避難体制の整備を推進する。

- (1) 浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画(以下「本計画」という)において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (2) 浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設又は社会福祉施設、病院等の要配慮者関連施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに洪水予報及び水位情報の伝達方法を定める。
- (3) 本計画において定められた洪水予報及び水位情報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について町民に周知するよう努める。
- (4) 町は、地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合い等から総合的に判断し、あらかじめ、避難指示等の具体的な発令基準ならびに、具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の町民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難

指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

- (5) 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや風水害発生時の行動マニュアルを作成し、住民等への配布や講習会を実施する他、地域や住民に対し、防災マップやコミュニティタイムライン、マイタイムライン等の周知を図るものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、中小河川、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池及び内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。
- (6) 水防活動の必要性が高い区域を、水防計画書で重要水防箇所として記載するとともに、一般に周知するよう努める。
- (7) 防災週間や防災関連行事等を通じ、町民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。
- (8) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えるよう努める。

#### 7 地下室等の所有者又は管理者の責務

本計画に名称及び所在地を定められた地下室等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、自衛水防組織を設置するとともに、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告し、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

#### 8 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成し、自衛水防組織の設置に努めるとともに、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

#### 9 大規模工場等の所有者又は管理者の責務

本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

#### 10 親水施設管理者との連携

河川、ため池等の管理者は、施設の安全性及び利用者の安全確保のため、親水施設の管理者と連携して施設の点検や定期パトロール等の充実を図るとともに、急激な河川等の増水による水難事故を防止するため、平常時の啓発を行い、必要に応じて看板や警報装置等の設置を行う。

#### 11 アンダーパス部等の冠水対策

道路路管理者は、アンダーパス部等の冠水対策を次のとおり実施する。

- (1) アンダーパス部等前後に比して局部的に急低下している区間に関する情報について把握するとともに、豪雨時に冠水する可能性がある旨を掲示板及び町ホームページへの掲載等により周知する。
- (2) アンダーパス部等の情報について、所轄の警察や消防等の関係機関と情報を共有するとともに、連絡体制を整備して、通行止めや救助等の活動に遅れが生じないように措置する。

## 第4 地震発生後の浸水防止対策

地震が発生した場合、河川の被害として堤防の沈下、亀裂等が生じ、地震の発生時期が河川の増水期と重なった場合には、被害は甚大なものになると予想されることから、大規模地震による河川施設等の損壊に伴う浸水被害を防止するため、町は、関係機関と連携の下、施設の点検・調査、整備等を行う。

### 1 危険箇所点検調査及び情報連絡体制の整備

#### (1) 危険箇所の調査

施設管理者は点検マニュアルを整備し、定期的にパトロールを実施し、危険箇所の点検調査を行う。

#### (2) 情報連絡体制の整備

関係機関は、円滑かつ迅速な情報連絡が行えるよう連携を密にする。

### 2 水防施設等の整備

(1) 河川管理者は、河川水位及び雨量等の観測施設の整備を図る。

(2) 水門、堤防等水防上重要な施設の管理者は、各施設の耐震性を向上させる。

(3) ため池管理者は、ため池の点検結果に基づき、整備を行う。

(4) ダム施設の管理者は、施設の耐震性を向上させる。

(5) 町は、県と連携して水防活動に必要な資機材の整備を図るとともに、常に計画的な点検整備を行い、補充等に努める。

### 3 危険箇所の周知

施設の管理者は、危険箇所を速やかに関係地方公共団体へ報告する。

### 4 浸水対策事業の計画的施工

町は、県等関係機関と連携し、浸水対策事業の計画的施工に努める。

## 第8節 高波等災害予防計画

海岸保全事業等を推進するとともに、必要に応じて高潮災害のおそれのある区域に対する基礎調査を実施して浸水想定区域を明らかにし、施設整備や避難体制等の高潮防災対策を推進する。

### 第1 海岸保全事業の推進

町は、海水による侵食又は冬期波浪、高潮等から海岸地帯を保護するため、県及びその他関係機関の行う高波対策事業、侵食対策事業等の海岸保全事業の推進を図る。

#### 1 高波対策事業

冬期波浪、高潮等による被害を防止するため、県等と連携し、海岸堤防の新設又は既存施設の補強改修等を推進するとともに、護岸・消波工等による越波防止を推進し、後背地及び海岸隣接施設の保全を図る。

#### 2 侵食対策事業

侵食による被害が発生するおそれのある海岸では、県等と連携し、緩傾斜護岸の整備等の侵食防止対策を推進し、後背地の保全を図る。

#### 3 事業実施の留意事項

海岸保全事業の推進に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 海岸保全事業は、後背地、水面等の関連によって、建設海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）、漁港海岸（農林水産省水産庁所管）、農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施されるため、緊密な連絡調整を図るよう考慮する。
- (2) 観光レクリエーションの将来需要に配慮した海浜利用と、調和のとれた海岸事業を行うよう考慮する。
- (3) 環境及び景観へも配慮した海岸事業の実施を考慮する。

### 第2 高潮防災対策の推進

町は、県と連携し、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれの必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

### 第3 警戒避難体制の整備

町は、冬期波浪、高潮等に備え、あらかじめ危険が予想される地域の町民に対する情報伝達、避難、海面監視等の体制を整備する。体制の整備に当たっては、観光客等の短期滞在者の対応も考慮し、適宜、避難訓練を実施して万全を期する。また、高潮災害のおそれがある区域について、高潮による危険箇所、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ等、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、町民等への配布及び町ホームページへの掲載を通して避難体制の周知に努める。

さらに、高潮災害に対する町民の警戒避難体制として、高潮特別警報や高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。その際、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

## 第9節 津波災害予防計画

本町では、遠浅の海岸線が多いため、大きな津波災害の可能性は少ないと考えられるが、津波と高潮が重なるという最悪の場合も想定し、津波災害の防止を図る事業を実施するとともに、警戒避難体制の整備・強化に努める。

### 第1 減災のための総合的な取り組みの推進

町は、最大クラスの津波に対して、町民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取り組みを進める。また、河川堤防の整備等を推進するとともに、遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

### 第2 海岸保全事業の推進

本町の災害履歴の中には津波による被害記録はないが、津波と高潮が重なるという最悪の事態を想定し、海岸保全事業の推進に際しては、津波災害の防止を考慮するよう努める。

### 第3 警戒避難体制の整備

町及び県をはじめ関係機関は、津波に備え、津波に関する知識の普及・啓発の実施、津波情報等の伝達、津波監視体制の整備等津波避難対策を推進する。

#### 1 津波に関する知識の普及・啓発の実施

##### (1) 津波に関する知識の内容

町は、津波に関する次の事項等について、沿岸地域に限らず、町民の共通意識として定着するよう、あらゆる機会を通じて周知徹底させる。

- ① 津波警報が発表されたとき、又は津波警報が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸及び河口部付近から離れ、急いで安全な高台に避難すること。
- ② 津波警報等が解除されるまでは警戒を続けること。
- ③ テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等を通じて津波に関する情報を入手すること。

##### (2) 普及の方法

町は、津波に関する知識の普及に当たって、海拔を示す看板設置のほか、パンフレット、県の津波被害想定に基づく津波ハザードマップ等の作成・配布及び町ホームページへの掲載を通して推進する。

#### 2 津波情報等の伝達体制の整備

##### (1) 伝達協力体制の整備

- ① 関係機関は、福井県地域防災計画、本計画等で定める津波の伝達経路及び伝達手段を再確認し、常に関係団体等の協力が得られるよう連携を密にする。
- ② 関係機関は、休日、夜間、休憩時等における津波情報の伝達を確実にするため、要員の確保等の防災体制を強化する。
- ③ 関係機関は、津波情報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関合同での津波情報の伝達等の訓練を実施する。

##### (2) 津波情報伝達施設の整備

町は、町民等に対する津波情報等の伝達手段として、町防災行政無線（同報系）及びCATVの整備を推進するとともに、海浜地への津波情報の伝達の範囲拡大を図るため、広報車、サイレン等多様な通報・伝達手段の確保を図る。

### 3 津波浸水想定の設定

今後県は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、国の断層調査結果を踏まえた津波浸水想定を設定・公表し、町民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努める。

町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、本計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。また、国の断層調査結果を踏まえた津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

### 4 建築物の安全化

町及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。また、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等の指定緊急避難場所へ通じる避難路等の整備など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。

なお、本計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告する。

### 5 避難指示等の発令基準

町は、津波災害に対する町民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台等との連携に努める。

### 6 津波監視体制の整備

町は、津波による災害を防止するため、震度4以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは津波情報の収集に努める。また、津波による浸水が発生すると判断したときは、直ちに海浜にいる者及び海岸付近の町民へ避難のための立退きを指示し、生命及び身体の安全確保を図る。

なお、津波の監視に当たっては、監視場所、監視担当者及び監視情報の伝達方法をあらかじめ定め、安全性を確保して監視を行う。

- (1) 監視者
- (2) 監視場所
- (3) 監視情報の伝達方法

### 7 津波避難対策

町は、津波から人命の安全を守るため、訓練の実施等を通じて、また、町民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行い、津波発生時における迅速かつ円滑な避難対策を実施する。

津波発生時については、徒歩による避難を原則とし、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

なお、検討に当たっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、

自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

さらに、消防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、町民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、必要に応じて行動ルール等の見直しを行う。

## 第10節 土砂災害予防計画

台風・集中豪雨、地震発生時及び発生後の降雨に伴う土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による災害を防止するため、危険地区等の実態を把握し、警戒避難体制の整備等必要な対策の強化に努める。

### 第1 危険区域指定の推進

町は、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等による土砂災害の防止を図るため、県の協力を得て、砂防指定地、山地災害危険地区、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

### 第2 土砂災害対策の推進

町は、土砂災害の危険区域に指定される地域について、国及び県に対し、砂防事業、急傾斜地崩壊防止事業、地すべり対策事業等の計画的な実施の働きかけを行う。

### 第3 山地災害対策の推進

町は、県等と連携し、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が現に発生し、又は発生するおそれのある保安林について森林法に基づき、治山事業による治山施設の整備や森林の維持造成を図る。また、土砂の流出が直接人家または公共施設におよぶ危険性がある地区について、「山地災害危険区域」に指定し、住民に周知する。

### 第4 町民への周知

町は、山地災害危険地区、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域及びその他の危険区域に準じる箇所（以下「危険区域等」という。）のうち、管内図に明示する危険区域等については、表示板の設置、町ホームページへの掲載等によって町民への周知を図る。また、災害が予見された場合等の緊急避難等の応急処置についても周知する。

### 第5 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、予報又は警報の発令・伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について、本計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項及びその他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、町民に周知するよう努める。特に、土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、病院等の要配慮者利用施設があるときには、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。また、名称及び所在地を定めた施設については、本計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

- 1 規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の周知  
本計画に規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区を掲載し、当該区域の町民に周知を図る。
- 2 自主防災組織の育成  
災害情報の収集・伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、当該区域の協力を得て、自主防災組織の育成に努める。
- 3 土砂災害ハザードマップ等の作成  
土砂災害警戒区域や避難経路、避難場所の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、町民等への配布及び町ホームページへの掲載を行う。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップおよび液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の耐震化を促進するよう努める。

#### 4 避難指示等の発令基準の設定

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報を用い、危険度の高まっている領域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示を発令できるように、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

#### 5 防災パトロール及び点検の実施

危険地区等における災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、他の関係機関の協力を得て、毎年、梅雨期、台風期の前、融雪期及び豪雨が予想されるときにおける防災パトロールを実施し、危険区域等の点検を行う。

#### 6 情報の収集・伝達体制の整備

平素から、過去の経験をもとに災害の発生が想定される雨量を把握し、その資料を整備しておくとともに、インターネット等を活用し、土砂災害警戒情報、気象注意報・警報等の収集及び伝達体制を整備する。さらに、危険区域等における簡易雨量計観測者や防災パトロール実施者による緊急情報の収集・伝達方法及び町民と連携した土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合の相互の情報伝達体制の整備に努める。

#### 7 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の計画を作成するとともに、作成した計画について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

## 第11節 暴風・竜巻等災害予防計画

暴風・竜巻等によって、建物等の倒壊や破損、飛来物による被害が生じることから、関係機関が、被害の軽減・防止を図る。

### 第1 暴風・竜巻等の防災対策

町は、県をはじめ関係機関と連携し、暴風・竜巻等により、公共施設や備品等が倒壊・飛散しないよう日頃から対策を講じ、被災した家屋等に使用するビニールシートや土のう等を備蓄するとともに、事業者に対し、建物や附属物、工事現場等の資機材等が倒壊・飛散しないための対策を講じるよう指導徹底する。また、暴風・竜巻等による人的被害や建物、立木及び標識等の物的被害に備え、速やかに救出救助やがれき撤去等の応急対策を実施する体制を整備する。

### 第2 情報の収集・伝達体制の整備

町は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合に、速やかに関係機関と災害情報を共有できるよう、日頃から連携体制の整備に努める。また、竜巻注意情報が発表された場合、気象情報（気象庁HP、テレビ、ラジオ）の確認や屋外の空の変化に注意するなど情報の収集に努める。

### 第3 町民への普及啓発

町は、暴風・竜巻等による被害を軽減・防止するため、以下の点について、町民に普及・啓発を行う。

(1) 被害の予防対策

- ① 強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、竜巻注意情報等の情報の入手手段（テレビ、ラジオ等）を確認する。
- ② 身の回りの屋内外の避難場所、避難方法を確認する。
- ③ ガラスの破砕防止対策（飛散防止フィルムを張ること等）を講じる。

(2) 暴風・竜巻等への対応（屋内にいる場合）

- ① 雨戸・シャッター等を閉める。
- ② ガラス飛散防止のためカーテンを閉める。
- ③ 建物の中心部等の窓から距離のある場所へ移動する。

(3) 暴風・竜巻等への対応（屋外にいる場合）

電柱や街路樹等の付近を避けて、堅固な建物に避難する。

## 第12節 農業災害予防対策

農地保全事業及び防災営農対策を推進し、風水害等による農地、農作物の被害の防止を図る。

### 第1 農地保全事業の推進

町は、農業用地及び農業用施設における災害の発生を未然に防止するため、県をはじめ関係機関と連携し、湛水防除、老朽ため池等整備、用排水施設整備、防災ダム整備及び土砂崩壊防止事業を推進し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

#### 1 湛水防除事業

流域の開発環境の変化により湛水の被害のおそれのある地域において、これを防止するため、排水機、樋門、排水路等の新設・改修を図る。

#### 2 老朽ため池等整備事業

農業用ため池のうち老朽化による決壊を防止するため、早急に整備を要するものについて、堤体の補強その他必要な管理施設の新設・改修を図る。

#### 3 用排水施設整備事業

自然的・社会的環境の変化に伴い、効果の低下した用排水施設の機能回復を図るため、排水機、樋門及び排水路の新設・改修を図る。

#### 4 土砂崩壊防止事業

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するため、擁壁、土砂溜堰堤、水路等の新設・改修を計画する。

#### 5 事業実施の留意事項

農地保全事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 農地防災、河川改修事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。
- (2) 環境及び景観へも配慮する。

### 第2 防災営農対策の推進

町は、各種災害による農作物等の被害（病虫害を含む）の減少を図る防災営農を推進するため、関係機関との連携を密にし、防災営農指導体制の確立並びに気象条件に対応した防災営農技術の確立と普及を図るとともに、農業保険（農業共済、収入保険）の加入を促進する。

所	管	関係各課, 鯖江・丹生消防組合
---	---	-----------------

## 第13節 雪害予防対策

雪害を予防し、産業経済の振興と民生の安定に寄与するため、町全域の交通の確保を図り、併せて予期せざる降雪に伴う被害の防止を図る。

### 第1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

雪害に関し、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第2章第3節に定める「処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、次のとおりとする。

#### 1 越前町

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
越 前 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 雪に強い住宅地づくり</li> <li>(2) 避難場所、避難路の確保等</li> <li>(3) 孤立するおそれのある地区に対する調査及び事前措置</li> <li>(4) 公共建築物及び一般建築物の耐雪性の向上</li> <li>(5) なだれ危険箇所の把握</li> <li>(6) なだれ災害等防止施設の整備等</li> <li>(7) なだれ災害に係る警戒・避難体制の整備</li> <li>(8) 道路のなだれ事故防止対策</li> <li>(9) 冬期交通の安全確保及び円滑化に係る広報の実施</li> <li>(10) 雪に強い道路、除雪用施設等の整備</li> <li>(11) 道路除雪計画の作成等</li> <li>(12) 町民の協力体制づくりの推進</li> <li>(13) 情報連絡体制の充実強化等</li> <li>(14) 上下水道施設の耐雪化等</li> <li>(15) 農林水産業の雪害予防</li> <li>(16) 地域ぐるみ除排雪計画の策定等</li> <li>(17) 要配慮者に配慮した施策の推進</li> <li>(18) 防災気象情報の伝達</li> <li>(19) なだれ災害に係る被害情報等の収集・連絡</li> <li>(20) 避難の指示</li> <li>(21) 避難所の開設</li> <li>(22) 救助救急活動</li> <li>(23) 孤立地区に対する応急対策の実施</li> <li>(24) 道路交通の確保</li> <li>(25) 道路情報等の提供</li> <li>(26) 教育環境の確保</li> <li>(27) 上下水道施設の応急復旧</li> <li>(28) 地域ぐるみ除排雪の計画的、効率的な実施</li> <li>(29) 要配慮者の生活支援及び避難</li> <li>(30) 雪害時における担当業務の習熟・検証</li> </ul>
鯖江・丹生消防組合 ・消防署 ・消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防活動体制の強化</li> <li>(2) なだれ災害に係る被害情報等の収集・連絡</li> <li>(3) 救助救急活動</li> <li>(4) 雪害時における担当業務の習熟・検証</li> <li>(5) 消防水利確保等の除雪活動</li> </ul>

2 福井県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
福 井 県	(1) 雪に強い住宅地づくり (2) 避難路の確保 (3) 孤立するおそれのある地区に対する事前措置 (4) 雪に関する調査研究 (5) 公共建築物及び一般建築物の耐雪性の向上 (6) なだれ危険箇所の把握 (7) なだれ災害等防止施設の整備等 (8) 道路のなだれ事故防止対策 (9) 冬期交通の安全確保及び円滑化に係る広報の実施 (10) 雪に強い道路、除雪用施設等の整備 (11) 道路除雪計画の作成等 (12) 町民の協力体制づくりの推進 (13) 情報連絡体制の充実強化等 (14) 農林水産業の雪害予防 (15) 要配慮者に配慮した施策の推進 (16) 「福井県雪害予防対策実施計画」の周知 (17) 防災気象情報の伝達 (18) なだれ災害に係る被害情報等の収集・連絡 (19) 救助救急活動 (20) 孤立地区に対する応急対策の実施 (21) 道路交通の確保 (22) 道路情報等の提供 (23) 教育環境の確保 (24) 雪害時における担当業務の習熟・検証
福井県警察（鯖江警察署）	(1) 冬期交通の安全確保及び円滑化に係る広報の実施 (2) 交通安全施設の整備等 (3) 情報連絡体制の充実強化等 (4) なだれ災害に係る被害情報等の収集・連絡 (5) 救助救急活動 (6) 交通規制、路上駐車車両の指導取締り等 (7) 交通情報等の提供 (8) 雪害時における担当業務の習熟・検証

3 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
近畿地方整備局 ・ 福井河川国道事務所	(1) なだれ災害等防止施設の整備等 (2) 道路のなだれ事故防止対策 (3) 冬期交通の安全確保及び円滑化に係る広報の実施 (4) 雪に強い道路、除雪用施設等の整備 (5) 道路除雪計画の作成等 (6) 情報連絡体制の充実強化等 (7) 道路交通の確保 (8) 道路情報等の提供 (9) 雪害時における担当業務の習熟・検証
東京管区气象台 ・ 福井地方气象台	(1) 雪に関する観測及びその成果の収集、発表 (2) 雪に関する予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説
第八管区海上保安本部 ・ 敦賀海上保安部	(1) 防災気象情報の伝達

4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
自 衛 隊	(1) 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株)(福井支店) ・(株)NTTドコモ ・KDDI(株)(北陸総支社) ・ソフトバンク(株) ・楽天モバイル	(1) 電気通信施設の耐雪化等 (2) 情報連絡体制の充実強化 (3) 電気通信施設の応急復旧 (4) 雪害時における担当業務の習熟・検証
電力関係機関 ・北陸電力(株) ・北陸電力送配電(株)	(1) 電気通信施設の耐雪化等 (2) 情報連絡体制の充実強化 (3) 電気通信施設の応急復旧 (4) 雪害時における担当業務の習熟・検証
報道機関	(1) 町民に対する交通状況等の周知

6 公共団体その他防災対策上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
学校法人	(1) 教育環境の確保
危険物関係施設管理者	(1) 施設の耐雪化、安定供給の確保等 (2) 情報連絡体制の充実強化 (3) ガス施設の応急復旧 (4) 雪害時における担当業務の習熟・検証

## 第2 施設・設備の耐雪整備対策

町は、交通施設をはじめとして、住宅、ライフライン施設、農業用施設・作物等について、次に掲げる耐雪強化等の対策を図り、降雪に伴う被害の防止を推進する。

1 道路の耐雪強化

- (1) 機械力による除雪を効率的に行い得る幅員を持つ道路の整備
- (2) 道路付属構造物の除雪適応性の強化と堅牢化
- (3) 登坂道路の消雪施設の整備又は新設
- (4) 排雪広場の設置
- (5) 除雪機械の整備強化
- (6) 消雪パイプや流雪溝等の整備又は新設
- (7) なだれ防止柵の設置及びなだれ防止林の造成
- (8) 谷水利用による流雪・消雪の拡充

2 住宅建物対策

- (1) 除雪スペースを考慮した住宅の構成指導
- (2) 耐雪的建造物の建設指導
- (3) 消融雪施設の設置、自然落雪方式による雪下ろしの省力化等の指導

3 農作物対策

- (1) 温室ビニールハウス及び樹園地への融雪装置又は流雪溝の設置指導
- (2) 融雪促進材等の確保等の指導
- (3) 園芸用施設等の耐雪化の促進
- (4) 寒冷地向き農作物の品種の奨励
- (5) その他農作物の雪害対策

(6) 農作物や施設園芸用施設等の雪害に備え農業保険への加入促進

#### 4 その他

- (1) 電力・通信施設の耐雪強化
- (2) 町民の健康管理徹底の指導
- (3) 食料品の備蓄の指導
- (4) し尿の汲み取りの指導

### 第3 降雪期前における対策

町は、降雪期を前に総合的かつ計画的な耐雪対策の推進を図るとともに、毎年降雪期前に関係機関（除雪に関する機関）と相互に連絡調整を行い、次に掲げる除雪対策及び道路除雪を中心とした除雪業務計画を別途定めて万全を期する。また、町民には除雪にかかわる必要な情報を広報、町ホームページ等で広く周知徹底して雪害の予防と軽減を図る。

#### 1 交通施設の確保

- (1) 国・県道及び主幹線道路相互間の除雪計画の整備
- (2) 民間（各集落）、官公庁及び事業所による除雪協力体制の推進・確立
- (3) 民間（除雪機械）協力体制の確立
- (4) 除雪機器の整備と要員体制の確立
- (5) 道路附属構造物（交通安全施設等）及び防火施設（消火栓、防火水槽等）保護のための標識の設置
- (6) 消雪パイプ・流雪溝等の消雪装置の設置
- (7) 交通規制区域の徹底と周知
- (8) 冬用タイヤ、チェーンの装着、スコップや砂、牽引ロープ、長靴等の携行、出発前の車上の雪下ろし、路上駐車禁止等交通の安全確保の徹底と周知
- (9) 倒木対策の推進

#### 2 消防対策

- (1) 消防機械・器具の保全整備
- (2) 防火水槽、消火栓の水利の確保及びその周辺の除雪、標柱の設置
- (3) 自主防災組織の協力確保
- (4) 冬期間の火災予防運動広報の周知徹底
- (5) 消防水利確保等の除雪活動

#### 3 孤立地区対策

- (1) 地区内の町民に対する医療措置（健康診断、病人に対する入院勧奨、冬期の栄養指導等健康管理上の措置）
- (2) 食品等の備蓄
- (3) 通信連絡等の周知徹底
- (4) 緊急時における連絡・救急活動体制の整備・推進

#### 4 食料及び物資の流通確保

- (1) 主食の確保
- (2) 生鮮食料品等の流通確保
- (3) 応急対策用物資の確保
- (4) 家畜飼料の確保
- (5) 燃料の流通確保
- (6) 降雪前のマイカーの満タン給油や灯油の買い置き

#### 5 医療及び公衆衛生対策

- (1) 交通途絶地区での急患者の救急活動体制の確立
- (2) 医療品の備蓄及び緊急輸送体制の確立
- (3) し尿汚物の降雪前の収集・処理及びごみの出し方についての周知徹底
- (4) 冬期の栄養指導の推進

#### 6 文教対策

- (1) 通学路等の除雪計画（民間の協力を含む）のほか、その周辺の危険箇所の標示
- (2) 学校、社会教育施設、体育館等の建物保全のための雪下ろし体制の確立（民間の協力を含む。）
- (3) 学校給食用燃料及び生鮮食料品の確保

#### 7 なだれ危険箇所対策

- (1) 危険地帯の標示
- (2) 交通規制及び迂回路の設定とその周知徹底
- (3) 避難対策の作成（警戒・避難体制の整備）

#### 8 農林対策

- (1) 越冬農作物の保全
- (2) 農作物の越冬対策の推進
- (3) 森林の保全
- (4) 畜産物の保全及び流通確保

#### 9 要配慮者対策

- (1) 屋根雪下ろし計画（補助金の対応等を含む。）
- (2) 通信連絡方法の徹底と緊急時における救援体制の確立

#### 10 その他の対策

- (1) 屋根の雪下ろしの基準の周知（実施の勧告又は指示）
- (2) 通信情報の収集・伝達網の確保

## 第4 なだれ災害の防止

町は、なだれ災害を防止するため、あらかじめなだれ発生のおそれのある箇所を把握し、十分な監視体制を講じるとともに、必要な防止施設の整備に努める。

### 1 なだれ防止対策

- (1) なだれ危険箇所の把握  
道路、人家等に影響を及ぼすおそれのあるなだれ危険箇所を把握するよう努める。
- (2) なだれ危険箇所の整備  
なだれ防止柵工、階段工、予防柵工、減勢工、なだれ防止林の造成等を実施し、なだれ危険箇所の整備を図る。
- (3) 監視警戒体制の整備  
町民に対する注意の喚起、なだれ危険箇所の巡視、避難等の体制を講じておく。

### 2 道路のなだれ事故防止対策

- 道路のなだれ防止対策として、本節第1「施設・設備の耐雪整備対策」によるほか、次に掲げる対策を講じる。
- (1) 道路管理者は、なだれの早期発見に努めるため、適時、巡回警戒を行う。
  - (2) 道路管理者は、なだれ危険箇所を周知するため標識を整備する。
  - (3) 県警察本部（鯖江警察署）は、なだれ発生による事故防止を図るため、交通規制等の必要な事故防止措置を講じる。

## 第5 情報連絡体制の充実強化

町は、関係機関相互の連携を一層強化し、情報の収集や伝達体制の整備充実に努めるとともに、交通、気象、防災等日常生活全般にわたる総合的な情報の提供を行う雪情報システムを活用し、除雪体制の整備を行う。また、除排雪の効率化と町民へのサービスの向上を図るため、CATV、防災行政無線等を通じて降積雪時における交通情報の的確な提供を行う。

さらに、町民への直接的な情報窓口として必要な情報が集まるよう、情報収集・伝達のシステム化を図り、情報の集約化・明確化を図る。

## 第6 地域ぐるみの雪害予防の推進

### 1 協力体制の確立

#### (1) 町民に対する啓発活動の推進

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには町民、事業所等の自主的な取り組みが不可欠であることから、町は、県等と連携し、路上駐車禁止、マイカー通勤の自粛、歩道等の除雪協力等について普及啓発及び広報に努める。併せて屋根雪下ろし中の転落事故、屋根雪の落下等による事故、小型除雪機械による事故等の防止や除雪作業の際の健康管理について周知の徹底に努める。

#### (2) 地域ぐるみ除排雪計画の策定等

円滑な除排雪を実施するためには、町民一人ひとりの協力はもとより、一斉屋根雪下ろし、一斉除排雪等地域が一体となった協力が不可欠であることから、町は、県等と連携し、広報等による啓発活動、町内会等を通じた協力の要請等に努める。また、自主防災組織等の活用等町民の協力体制の整備を図るとともに、一斉除排雪の方法、共同除排雪対象施設、自力で除排雪が行えない高齢者等世帯への支援措置等を内容とする地域ぐるみ除排雪計画を策定するよう努める。

### 2 要配慮者対策

積雪時には要配慮者は特に大きな影響を受けることから、町は、要配慮者が利用する施設の優先的除雪や、自力で除雪が困難な要配慮者に対する除雪ボランティアを企業や学校等を通じて確保するなど要配慮者に配慮した施策の推進を図るとともに、在宅の要配慮者等に対する定期的訪問及び巡回健康相談、防災上必要な知識の普及啓発等の地域ぐるみの支援体制づくりに努める。

## 第7 「雪に強いまちづくり」の推進

町は、豪雪時における都市機能の確保を図るため、県等と連携し、積雪を考慮した体系的な道路の整備を推進するとともに、耐雪住宅の建設促進、積雪時の指定緊急避難場所及び避難路並びに指定避難所の確保、公園等の公共オープンスペースの有効利用、融雪工の計画的整備を図る。

## 第8 除排雪体制等の整備

### 1 共助による除排雪体制の仕組みづくり

町は、雪処理中の事故による死傷者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、町民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具等の普及促進を図る。

さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時期等、事故が起りやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

### 2 除雪ボランティアの受入れと安全対策

雪下ろし作業の困難な要配慮者を支援し、除雪作業に必要な人材を確保するため、町は、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を促進し、除雪ボランティアの受援体制の整備に努める。また、除雪ボランティアを受け入れるに当たっては、安全な除雪作業に関する事前学習、ボランティア保険への加入奨励、危険作業の回避、ヘルメット等の装備の徹底、ガス設備の損傷事故防止への注意徹底等の安全確保対策を十分に講じるよう普及啓発を促進する。

### 3 広域連携による担い手確保及び情報交換等

町は、町域における除雪機材、人員のみでは対応が困難な場合に備え、他市町と災害時に相互協力をするための協定を締結するなど、地域の実情に応じて、広域連携による雪処理等の取り組み及び情報交換を図り、降雪量に応じた速やかな応援・受援が行えるような体制を整備する。

### 4 道路の除雪体制の整備

町は、大雪に備え、管理する道路について、他の道路管理者と連携し、あらかじめ除雪を優先する区間を設定するとともに、異常な降雪時における具体的な対応を確認するなど、除雪の初動体制について十分な対策を講じる。

5 資機材・人員の確保

町は、異常な降雪等、町域における除排雪能力を超過するような大雪が発生した場合に備え、資機材や除雪機械等、オペレーターの確保に努めるとともに、町外からの資機材や除雪機械等、オペレーターの支援の受入れや建設機械等の除雪への活用を迅速に行える体制を整備する。

6 空き家等の対策

町は、空き家等の除雪について、平常時より所有者を特定し、当該所有者の責任において実施させる取り組みを推進する。

7 雪捨場の確保

町は、事前に雪捨場の確保と整備を図り、周知するとともに、大雪に備え、雪捨場面積の拡大等柔軟かつ迅速に対応できる体制をあらかじめ整備する。

## 第14節 危険物等災害予防計画

危険物等の保安教育、保安規制の強化、訓練の徹底等を通じ、危険物、LPガス、火薬類及び毒物・劇物による災害の予防を図る。

### 第1 危険物保安対策

町は、消防法（昭和23年法律第186号）に定める危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、鯖江・丹生消防組合及び県と連携し、法令の定めるところにより、保安体制の強化、適正な保安教育、訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防火思想の普及を図る。

#### 1 保安教育の実施

鯖江・丹生消防組合は、危険物等の貯蔵又は取扱いを行う事業者（以下「事業者」という。）及び危険物取扱者等の有資格者に対し、保安管理能力の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

#### 2 施設の安全化指導

鯖江・丹生消防組合は、製造所、貯蔵所及び取扱所の地震や津波による火災、爆発、漏えい等を防止するため、これら施設の設置又は変更許可に当たっては消防法令及び「危険物の規制に関する技術上の基準を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）」に定める耐震基準により、地震や津波の影響に対して安全な構造であることを審査指導し、許可する。また、既存施設における耐震性については、立入検査等により、その強化を指示し、災害の発生及び拡大の防止を図る。

#### 3 自主保安体制の確立

鯖江・丹生消防組合は、事業者に対し、予防規程の作成（変更）及び遵守並びに自衛消防組織等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を促進する。また、地震や津波災害予防体制の強化を図るため、講習会、研修会等を通じ指導を行い、保安体制の強化を図る。この場合において、次の事項を重点に指導を行う。

- (1) 地震や津波時における災害予防のための初動体制マニュアルの整備
- (2) 消防、警察等の関係機関及び施設保守業者と連携した保安体制の強化
- (3) 地震や津波時におけるヒューマンエラーの防止を含めた防災訓練の充実強化
- (4) 近隣の同様の危険物を取り扱う事業所との相互応援に関する協定締結の促進
- (5) 自衛消防隊の組織化の推進強化
- (6) 非常用の電源、照明設備及び緊急制御装置並びに防消火に関する保安上必要な設備の整備点検の徹底

#### 4 消防施設等の整備

- (1) 鯖江・丹生消防組合は、化学消防車、化学消火薬剤等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。
- (2) 危険物事業所に、危険物災害の拡大の防止を図るために必要な応急資機材の整備、備蓄を促進する。

### 第2 LPガス、火薬類及び毒物・劇物の保安対策

町は、LPガス、火薬類及び毒物・劇物に関し、県等が実施する保安意識の高揚、指導取締りの強化、自主保安体制の整備等に協力する。

### 第3 危険物等の輸送対策

鯖江・丹生消防組合並びに危険物、LPガス、火薬及び毒物劇物を輸送する車両の管理者は、あらかじめ次の措置を講じて輸送途上における災害発生の未然防止を図る。

1 鯖江・丹生消防組合の措置

鯖江・丹生消防組合は、あらかじめ次の措置を講じて危険物等積載車両等の保安予防を図る。

- (1) 輸送車両の立入検査を適宜実施する。
- (2) 危険物を積載した船舶、航空機等の保安防災対策について、各関係法令に基づき災害を防止し、安全確保を図るための措置を講じる。

2 危険物、LPガス、火薬及び毒物劇物を輸送する車両の管理者の措置

危険物、LPガス、火薬及び毒物劇物を輸送する車両の管理者は、あらかじめ次の措置を講じて輸送時における災害発生の防止を図る。

- (1) 積降作業の監視体制及び輸送過程における安全装置の整備
- (2) 鯖江・丹生消防組合をはじめとする関係機関との連携強化及び災害発生時における応急対策計画の作成
- (3) イエローカードの携行の徹底
- (4) 危険物等の輸送に従事する者に対する防災知識の普及及び応急対策訓練の実施

## 第4 危険物積載船舶等の保安予防対策

1 予防措置

敦賀海上保安部は、危険物を積載した船舶に対し、港則法に基づく次の予防措置を講じる。

- (1) 巡視船艇によって巡視警戒を実施する。
- (2) 石油類の流出事故に備え、タンカー及び各油槽所に対し、オイルフェンス、流出油処理剤等の備蓄を指導する。

2 保安防災対策

敦賀海上保安部は、危険物を積載した船舶等の保安防災対策について、各関係法令に基づき、災害を防止し、安全の確保を図るための措置を講じる。

## 第15節 火災予防計画

火災の発生を未然に防止し又は火災による被害の拡大防止を図り、人的・物的被害の軽減を目的に、消防体制の充実強化、防火思想の普及・徹底等によって火災予防を図る。

### 第1 総合的な消防計画の策定

町は、「市町村消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）」に基づき、地域の火災その他の災害等の危険度及び消防力を勘案した総合的な消防計画を策定する。

### 第2 消防力の強化

#### 1 消防計画に基づく消防活動体制の整備

鯖江・丹生消防組合は、初動体制及び活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の整備及び消防機動力、消防緊急情報システム、個人装備等の整備を早急に進める。

##### (1) 情報の収集・連絡体制の強化

適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互に又は他の関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努める。また、町、鯖江警察署及び県と情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図る。

##### (2) 動員・参集体制の充実

夜間又は休日においても迅速かつ的確に活動要員を確保できるよう、連絡網の整備、動員・参集訓練の実施など、動員・参集体制の充実に努める。

##### (3) 情報の分析整理のための人材育成

収集した情報及び連絡を受けた情報を分析整理することができる人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

##### (4) 活動マニュアル及び活動資料の整備

初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、活動マニュアルや活動のための資料の整備に努める。

#### 2 消防力の人的強化

町及び鯖江・丹生消防組合は、火災発生時における消防活動の円滑な実施を図るため、消防職員・団員の充足、消防団活動体制の整備を推進するとともに、消防職員・団員の教育訓練を実施する。

##### (1) 消防職員・団員の充足等

「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に基づき、消防職員の充足を行うとともに、地域の消防防災活動の担い手である消防団への青年・婦人層の加入促進をはじめとする活性化を推進する。

##### (2) 消防団活動体制の整備

災害が発生した場合における地域の初動体制の確立のため、消防団における警防活動の基準を定めるほか、消防団の機動力の強化、各種装備品の充実や消防団拠点施設の設置を図る。また、常備消防と消防団との相互の連携を確保するため、消防団の指導体制の充実に努める。

##### (3) 消防職員・団員の教育訓練

① 消防職員・団員の防災に関する知識及び技術の向上を図るため、これらの者を福井県消防学校及び消防大学校に派遣するとともに、一般教育訓練の計画を作成し、実施する。

② 情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日分を含む。）及び情報の収集・連絡訓練の実施に努める。

③ 発災時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が適切に行うことができるよう、同システムの習熟に努める。

④ 大規模な火事災害が発生した場合、関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努める。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図る。

### 3 消防力の物的強化

町及び鯖江・丹生消防組合は、火災発生時における被害の軽減を図るため、消防施設・消防水利の強化を図るとともに、消防施設等の整備点検を実施する。

#### (1) 消防施設の強化

鯖江・丹生消防組合は、「消防力の整備指針」に基づき、消防施設の拡充強化を図る。

- ① 市街地においては、自然的・社会的状況に応じて、鯖江・丹生消防組合等を設置し、所要の消防ポンプ自動車等の必要資機材を配置する。
- ② 地域特性を踏まえ救助工作車、小型動力ポンプ等を配置する。また、消火薬剤についても同様とする。
- ③ 初動体制及び活動体制を確保するため、消防機動力、無線通信施設及び個人装備の充実を図る。

#### (2) 消防水利の強化

町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）」に基づき消防水利の充実強化を図る。

- ① 既存の消防水利の確認や機能の向上を図るとともに、震災時等に対応する耐震性貯水槽の整備を推進する。また、河川、ため池等の自然水利を消防水利として活用できるよう、指定消防水利を開発するとともに、必要な施設の整備を図る。
- ② 消防水利の不足又は道路事情によって消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプの整備を促進し、地域の消火体制の強化を図る。

#### (3) 消防施設等の整備点検

鯖江・丹生消防組合は、火災その他の災害に際して迅速な活動を行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備及び点検を実施するとともに、常に性能の維持向上を図り、即応体制の確立を期する。

## 第3 出火予防対策の推進

### 1 火災予防査察の強化

鯖江・丹生消防組合は、消防対象物の用途、地域等に応じて、計画的に消防法第4条、第4条の2及び第16条の5の規定に基づき、火災予防査察を実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所を発見に努め、予防対策の強化を図る。

#### (1) 定期査察

危険物施設及び防火対象物の査察を定期的に行う。

#### (2) 防火診断

一定区域を指定し、一般家庭を対象とした火災予防思想の普及及び火災発生危険物等の排除に努める。

#### (3) 特別査察

防火対象物について特に期間及び査察項目を指定し、重点的な査察を行う。

#### (4) 警防査察

警防活動上の観点から査察を行う。

### 2 防火管理者制度及び防災管理者制度の推進

鯖江・丹生消防組合は、消防法第8条及び第36条の規定に基づき、選任されている防火管理者及び防災管理者に対し、防火対象物及び防災管理対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火及び防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

### 3 火災警報の発令及び周知徹底

町長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象状況等が火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発し、町民等に対する周知等必要な措置を講じる。

### 4 自主防火体制の強化

鯖江・丹生消防組合は、事業所等の自衛消防組織の育成を図るとともに、地域の防災組織を通じて自主防災の推進、地域集団防火の徹底等育成指導を強化する。また、事業者等に対し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

### 5 一般火災予防及び防火思想の普及

町及び鯖江・丹生消防組合は、関係団体等と連携し、あらゆる機会を利用して、町民に対し、防火思想の高揚及び知識の普及徹底を図る。

- (1) 一般家庭に対する指導  
一般家庭に対し、火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、火災の防止と消火の徹底を図る。
- (2) 住宅防火対策の推進  
住宅火災の発生防止や住宅火災による被害を軽減するため、関係機関や団体と協力して防火意識の啓発や住宅防火診断の実施等住宅防火対策の推進を図る。
- (3) 地域集団防火  
火災による災害の防止を図るため、地域における自主防災組織を主体にした地域集団防火の徹底を図る。
- (4) 児童・生徒の防火学習  
火災予防に関する知識を少年期から勉強・体験させることにより、将来における火災予防意識の向上を図る。直接的には、火遊び等の危険行為の防止や児童・生徒を介して家庭、学校火災の防止を図るとともに、火に関する理化学原理を実際に即して勉強させるもので、学校における教育課程の社会、理科及び総合学習の補助と併せ、災害の実態を把握させる。

## 第4 延焼予防対策

### 1 延焼予防体制の強化

- (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の安全確保  
町は、本計画に定める指定緊急避難場所及び指定避難所の安全確保及び初期消火体制を確保するため、計画的に防火水槽・耐震性貯水槽の設置及び可搬式動力ポンプを配備し、町民の安全確保を図る。
- (2) 防火水槽等消防水利の整備
  - ① 町及び鯖江・丹生消防組合は、消防水利の不足地域及び消火活動が比較的困難な地域を重点に、消防水利（消火栓・防火水槽）を整備し、消防活動体制の整備強化を図る。
  - ② 町は、消防水利の整備に当たって、消火栓のみに偏ることなく、耐震性を有する貯水槽の設置を促進するほか、水道管の耐震化を推進するなど、消防水利の耐震化を促進する。
  - ③ 鯖江・丹生消防組合は、地下水（融雪用地下水等）、河川、池、水路等の自然水利の効果的な利用方法について、各施設管理者と調整を行い、利用方法を構築し、整備・確保を図る。
- (3) 消防応援体制の整備
  - ① 広域消防相互応援協定  
町及び鯖江・丹生消防組合は、単独では対処不可能な火災が発生した場合に備えて、「福井県広域消防相互応援協定」及び「大規模災害消防応援実施計画」に基づく応援・受入体制の整備を図る。
  - ② ヘリコプター受援体制の充実強化  
町及び鯖江・丹生消防組合は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努める。

### 2 一般建築物の不燃化

町は、火災の延焼を阻止し、被害を最小限に止めるため、次の事項に留意して一般建築物の不燃化を図る。

- (1) 木造の建築物について、屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置による不燃化の指導を行う。
- (2) 不特定多数の人の用に供する火災荷重の大きい建築物、火災発生危険度の大きい建築物及び危険物の貯蔵又は処理の用に供する建築物について、耐火構造又は簡易耐火構造とするなど、建築物の不燃・耐火化の指導を行う。
- (3) 不特定多数の人の用に供する特殊建築物、3階以上の建築物、延べ面積が1,000m<sup>2</sup>を超える建築物、無窓建築物、火気使用室等は、その壁及び天井の仕上げについて、防火材料を使用するよう指導を行う。

## 第5 林野火災予防

### 1 防火思想の普及

町及び鯖江・丹生消防組合は、越前福井森林組合、県等関係機関と連携し、火災多発期に、地域住民、森林労務従事者、林野工事従事者その他の入山者等（以下「入山者等」という。）に対し、パンフレットの配布、ポスター及び標識の掲示等により、林野火災予防意識の普及啓発を図る。

### 2 監視体制の強化

町及び鯖江・丹生消防組合は、乾燥注意報、強風注意報等が発表されたときなど、林野火災の発生のおそれがあるときは、火災の発生を防止するため、巡視及び監視を強化し、入山者に対して一層の防火意識を喚起し、火気取扱い上の指導を行って火災の発生を防止する。

#### (1) 火災警報の発令及び周知徹底

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況等が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令するとともに、入山者に対して周知徹底を図るなど必要な措置を講じる。

#### (2) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について、事前に鯖江・丹生消防組合と十分に調整する。また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

#### (3) たき火等の制限

気象条件によっては、入山者に火気を使用しないよう指導する。また、特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づき、期間を区切って一定の区域のたき火・喫煙を制限する。

### 3 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備

町及び鯖江・丹生消防組合は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備を整備するとともに、防護資機材の整備・備蓄を推進する。

#### (1) 予防施設

防火水槽、自然水利利用施設等を増強するとともに、ヘリポートの整備に努める。

#### (2) 林野火災対策用資機材

空中消火資機材、可搬式動力ポンプ、送水装置、ジェットシューター、チェンソー等の消火作業用機器及び消火薬剤を整備・備蓄する。

### 4 消防体制の整備

町及び鯖江・丹生消防組合は、県、福井森林管理署、自衛隊、鯖江警察署等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立するとともに、消防相互応援協定等によって広域的な消防体制を確立する。また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。

なお、鯖江・丹生消防組合は、林野火災空中消火資機材の取扱いを習熟する。

## 第6 文化財火災予防

町、町教育委員会及び鯖江・丹生消防組合は、相互に連携し、指定建造物の防火施設と管理上の注意事項について、所有者、管理者等に対する指導を実施する。

### 1 防火施設の整備

- (1) 消防設備、警報設備等を整備すること。
- (2) 避雷装置を設置すること。
- (3) 消防用水の確保措置を講じること。
- (4) 消火活動を容易にするための進入道路を確保すること。
- (5) 防火塀、防火帯、防火壁及び防火扉を設け、延焼防止の措置を講じること。

### 2 自主防火体制の整備

- (1) 防火管理体制を整備し、管理の万全を図ること。
- (2) 環境の整理及び整頓を図り、火気の発見を容易にすること。
- (3) 火気の使用を制限し、又は禁止させること。

- 
- (4) 火災危険箇所の早期発見と改善改修を図ること。
  - (5) 火災警戒時は、定期巡視を厳重に実施すること。
  - (6) 自衛消防組織を結成し、計画的な訓練を実施すること。

## 第16節 海上災害予防計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故を想定し、海上交通の安全のための情報収集体制の整備及び海上防災思想の充実を図る。また、重油流出事故災害が発生した場合に迅速かつ的確に対応し被害を最小限に食い止めることができるよう、国の防災基本計画等も踏まえて必要な施策を定める。

### 第1 海上交通の安全のための情報の充実

#### 1 情報の収集・連絡体制の強化

町及び越前町漁業組合は、敦賀海上保安部を起点とする連絡系統を職員に周知するとともに、船舶等の海上交通の安全に資するため、福井地方气象台が発表する海上風、海霧等気象の状況、波浪、海面水温等水象の状況、地震、津波等の状況又は予警報等の情報を適時かつ的確に収集する。

また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集するための体制及び施設・設備の充実及び連絡手段の高度化に努める。

#### 2 情報伝達機器の整備等

油流出事故等の海上災害情報の伝達においては、原則としてファクシミリを用いることとしているが、送信を繰り返すうちに読みとりが困難になることが指摘されていることから、町は、電子メール等迅速かつ的確な情報伝達機器の検討及び整備に努める。

#### 3 電送手段の整備及び習熟

町は、海上災害の状況等を迅速かつ的確に伝達することができるよう、デジタルカメラ、パソコン、携帯電話等による写真の電送手段の整備に努める。また、的確に使用できるよう日常業務での使用、訓練等を通じて習熟を図る。

### 第2 活動体制の充実

#### 1 海上防災思想の習熟及び情報の分析整理のための人材育成

町及び越前町漁業協同組合は、敦賀海上保安部及び海上災害防止センターが実施する海難防止及び海上災害防止に係る講習会、訪船指導等に積極的に職員を派遣し、海上災害防止思想の習熟及び人材の育成に努める。

#### 2 活動マニュアル及び活動資料の整備

町は、初動活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、応急対策計画を踏まえた活動マニュアルや活動のための資料の整備に努める。また、事前に海域の自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、漁場等の取水口、海水浴場、鳥類の渡来・繁殖地、海岸植生、史跡名勝天然記念物等に関する情報）が一元的に把握されていることは、初期評価の迅速かつ的確な実施に極めて有効となるため、越前町漁業協同組合と連携し、県及び敦賀海上保安部が行うこれらの情報の収集・整理及び一元化に協力する。

#### 3 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加

海上災害が発生した場合並びに流出油の防除活動、除去活動等には、多数の機関が当たることから、これらの機関相互の連携が的確になされるよう、町は、敦賀海上保安部及び県が実施する総合的な防災訓練（図上訓練を含む。）等へ積極的に参加する。

### 第3 石油流出事故対策

#### 1 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

石油流出事故に関し、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第2章第3節に定める「処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、次のとおりとする。

担当機関	活動プロセス	事務
越前町	海洋での防除	・回収油の一時集積場所の確保
	沿岸部での除去	・町単位での除去組織（消防機関、ボランティア本部、漁業協同組合、町民代表等との連絡調整組織）の設置・運営 ・沿岸部の監視 ・防除資機材（主として消耗品）の確保 ・沿岸部での除去活動の実施 ・回収油の一時集積場所への輸送及び貯留 ・沿岸部での除去活動情報の収集及び県への伝達 ・ボランティア本部への支援
	回収油の輸送・処理	・回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	・県の実施する環境対策への協力
	風評対策	・県の実施する風評対策への協力
	補償対策	・町単位で実施した除去活動等に伴う補償業務
(独)海上災害防止センター 同 福井県連絡事務所	初期評価	・敦賀海上保安部の初期評価への専門的な助言等
	海洋での防除	・保有回収船による海洋での防除活動の実施及び敦賀海上保安部との連絡調整
	回収油の輸送・処理	・原因船舶への回収油の輸送・処理に関する指導
敦賀海上保安部	沿岸部での除去	・沿岸部での除去活動の実施及び敦賀海上保安部、県・町との連絡調整 ・沿岸部での除去活動に関する専門的な助言等
	覚知	・覚知した油流出に関する情報の県、福井地方气象台、海・空自衛隊への伝達
	初期評価	・初期評価（流出油の現状把握及び防除方針の決定）の実施 ・流出油海洋防除連絡会議の設置・運営 ・海洋での防除方針の県、福井地方气象台、海・空自衛隊等への伝達 ・海洋での防除方針の報道発表
	海洋での防除	・海洋での防除活動の調整 ・海洋での防除活動の実施 ・海洋での防除活動情報の集約 ・回収油の一時集積場所への搬送 ・海洋での防除活動実施情報の集約及び県、福井地方气象台、海・空自衛隊等への伝達 ・海洋での防除活動実施情報の報道発表
	沿岸部での除去	・沿岸部での除去に関する県等との連絡調整

担当機関	活動プロセス	事務
福 井 県	覚知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敦賀海上保安部から伝達を受けた油流出に関する情報の町、鯖江・丹生消防本部、消防庁、陸上自衛隊等への伝達</li> </ul>
	初期評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災ヘリコプター、船艇による流出油の現状把握（敦賀海上保安部への協力）</li> <li>・敦賀海上保安部から伝達を受けた海洋での防除方針の町、鯖江・丹生消防本部、消防庁、陸上自衛隊等への伝達</li> </ul>
	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災ヘリコプターによる流出油の監視及び回収船等の誘導</li> <li>・敦賀海上保安部から伝達を受けた海洋での防除活動実施情報の町、鯖江・丹生消防本部、消防庁、陸上自衛隊等への伝達</li> </ul>
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流出油沿岸部除去連絡会議の設置・運営</li> <li>・沿岸部での流出油の除去方針の決定</li> <li>・沿岸部での除去方針の町、鯖江・丹生消防本部、消防庁、陸上自衛隊等への伝達</li> <li>・沿岸部での除去方針の報道発表</li> </ul>
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星車載局等による沿岸部の監視及び監視データの町、管轄（管理）区域を持つ関係機関への伝達</li> <li>・防除資機材に関するニーズの把握</li> <li>・ニーズに対応した防除資機材の確保</li> <li>・県で調達可能な防除資機材に関する情報の町、管轄（管理）区域を持つ関係機関への伝達</li> <li>・義援物資に関するニーズの把握及び募集</li> <li>・防除資機材、義援物資の集積地の設定及び必要な地点への輸送</li> <li>・県災害ボランティア連絡会との連絡調整</li> <li>・ボランティア本部への支援</li> <li>・ボランティア保険への加入促進及び費用負担</li> <li>・ボランティア情報の集約及び発信</li> <li>・的確な医療救護活動の実施のための町への指導及び支援</li> <li>・傷病者の発生状況の把握</li> <li>・沿岸部での除去活動実施情報の把握及び町、鯖江・丹生消防本部、消防庁、陸上自衛隊等への伝達</li> <li>・沿岸部での除去活動実施情報の報道発表</li> </ul>
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収油の輸送・処理に関する対応方針の決定</li> <li>・回収油の処理施設の調整（廃油処理業者への協力要請等）</li> <li>・回収油の輸送手段の調整（県産業廃棄物協会、県トラック協会等への協力要請等）</li> <li>・回収油の輸送・処理に関する情報の収集・伝達</li> <li>・原因船舶、海上災害防止センター等への回収油の輸送・処理に関する指導及び連絡調整</li> </ul>
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境対策チーム及びアドバイザー会議の設置・運営</li> <li>・環境対策に関する対応方針の決定</li> <li>・環境影響調査の企画、実施</li> <li>・文化財への影響調査、除去指導</li> <li>・水鳥の救護</li> <li>・漁場及び海水浴場への影響調査</li> </ul>
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流出油風評対策連絡会議の設置</li> <li>・風評被害に関する対応方針の決定</li> <li>・風評の実態把握</li> <li>・風評による観光、消費への影響調査</li> <li>・風評に対応するための客観資料の収集</li> <li>・風評による被害を被った漁業者及び中小企業に対する緊急融資</li> <li>・各種メディアを通じたキャンペーン活動等</li> </ul>
	補償対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補償制度の把握</li> <li>・必要経費の把握及び経費負担主体の決定</li> <li>・予算措置・支払い</li> <li>・被害の補償請求</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> </ul>

担 当 機 関	活動プロセス	事 務
県現地事務所	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県災害対策本部と町間の連絡調整</li> <li>・町単位で行う除去活動の支援</li> <li>・管轄区域（漁港等）の除去活動</li> <li>・ボランティア活動の支援調整（県災害対策本部とボランティア本部の調整）</li> </ul>
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収油の輸送・処理に関する県災害対策本部と町の連絡調整</li> </ul>
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境対策に関する県災害対策本部と町との連絡調整</li> </ul>
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風評対策に関する県災害対策本部と町との連絡調整</li> </ul>
福井県警察（鯖江警察署）	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空中からの流出油の監視に関する協力（ヘリコプター）</li> <li>・警備艇による流出油の監視</li> <li>・立入禁止区域の警戒、交通規制、雑踏整備</li> </ul>
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収油の輸送・処理への協力</li> </ul>
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境対策への協力</li> </ul>
北陸総合通信局	評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信機能の確保に関する敦賀海上保安部への支援</li> </ul>
	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信機能の確保に関する敦賀海上保安部への支援</li> </ul>
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信機能の確保に関する県への支援</li> </ul>
福井労働局	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防除作業の安全に関する情報の収集及び敦賀海上保安部への伝達</li> </ul>
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除去作業の安全に関する情報の収集及び県への伝達</li> </ul>
北陸農政局 北陸農政局	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸部の監視</li> <li>・沿岸部での除去活動の実施</li> <li>・回収油の一時集積場所への貯留</li> <li>・沿岸部での除去活動情報の収集及び県への伝達</li> </ul>
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収油の輸送・処理への協力</li> </ul>
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の実施する環境対策への協力</li> </ul>
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係卸売市場の入荷状況の把握等</li> <li>・県の実施する風評対策への協力</li> </ul>
北陸地方整備局	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害派遣要請に基づく油回収船等による海洋での防除活動の実施</li> </ul>
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸部の監視</li> <li>・沿岸部での除去活動の実施</li> <li>・回収油の一時集積場所への貯留</li> <li>・沿岸部での除去活動情報の収集及び県への伝達</li> </ul>
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収油の輸送・処理への協力</li> </ul>
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の実施する環境対策への協力</li> </ul>
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の実施する風評対策への協力</li> </ul>
近畿地方整備局	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空中及び沿岸からの流出油の監視に関する協力（ヘリコプター、地上テレビ画像装置）</li> <li>・沿岸部での除去活動の実施及び支援</li> <li>・回収油の一時集積場所への貯留</li> <li>・沿岸部での除去活動情報の収集及び県への伝達</li> </ul>
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収油の輸送・処理への協力</li> </ul>
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の実施する環境対策への協力</li> </ul>
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の実施する風評対策への協力</li> </ul>
福井地方気象台	初期評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象・海象情報の敦賀海上保安部への伝達</li> </ul>
	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象・海象情報の敦賀海上保安部への伝達</li> </ul>
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象・海象情報の県への伝達</li> </ul>
航空自衛隊	初期評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有航空機、ヘリコプターによる流出油の現状把握（敦賀海上保安部への協力）</li> </ul>
	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有航空機、ヘリコプターによる流出油の現状把握（敦賀海上保安部への協力）</li> </ul>
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有航空機、ヘリコプターによる流出油・漂着油の監視及び回収船等の誘導</li> </ul>

担 当 機 関	活動プロセス	事 務
海上自衛隊	初期評価	・保有船艇、航空機、ヘリコプターによる流出油の現状把握 (敦賀海上保安部への協力)
	海洋での防除	・保有航空機、ヘリコプターによる流出油の監視及び回収船等の誘導 ・海洋での防除活動の実施
陸上自衛隊	沿岸部での除去	・沿岸部での除去活動の実施
西日本電信電話(株)福井支店	初期評価	・情報通信機能の確保に関する敦賀海上保安部への支援
	海洋での防除	・情報通信機能の確保に関する敦賀海上保安部への支援
	沿岸部での除去	・情報通信機能の確保に関する県への支援
北陸電力(株) 北陸電力送配電(株)	沿岸部での除去	・沿岸部の監視 ・沿岸部での除去活動の実施 ・回収油の一時集積場所への貯留 ・沿岸部での除去活動情報の収集及び県への伝達
	回収油の輸送・処理	・回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	・県の実施する環境対策への協力
	風評対策	・県の実施する風評対策への協力
	補償対策	・当該機関における補償請求業務
福井県医師会	海洋での防除	・医療救護班の派遣への協力
	沿岸部での除去	・医療救護班の派遣への協力
県漁業協同組合連合会 (各漁業協同組合)	海洋での防除	・海洋での防除活動にかかわる各漁業協同組合との連絡調整 ・漁船による海洋での防除活動の実施 ※(独)海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所と連携
	沿岸部での除去	・沿岸部での除去活動にかかわる各漁業協同組合との連絡調整 ・沿岸部での除去活動の実施 ※(独)海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所と連携
	回収油の輸送・処理	・回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	・県の実施する環境対策への協力
	風評対策	・県の実施する風評対策への協力
	補償対策	・漁業協同組合単位で実施した防除活動等に伴う補償業務 ※(独)海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所と連携
福井港災害事故防止対策協議会 敦賀港事故防止連絡協議会	沿岸部での除去	・沿岸部の監視 ・沿岸部での除去活動の実施 ・回収油の一時集積場所への貯留 ・沿岸部での除去活動情報の収集及び県への伝達
	回収油の輸送・処理	・回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	・県の実施する環境対策への協力
	風評対策	・県の実施する風評対策への協力
	補償対策	・当該機関における補償請求業務

## 2 油回収処理体制の充実強化

### (1) 油回収処理方法及び油回収処理技術等に関する知識の習熟

- ① 町及び越前町漁業協同組合は、「海岸部漂着油の除去に関する標準的指針」及び「重油回収にかかる技術対策及び技術情報について」に基づき、油の回収程度や回収技術について職員への周知に努める。
- ② 町及び越前町漁業協同組合は、回収油の分別収集の実施についてその徹底に努める。
- ③ 沿岸部での除去方針を的確に決定・更新していくためには、流出油の状況を把握するための監視活動が極めて重要とため、町、鯖江・丹生消防組合及び越前町漁業協同組合は、監視活動に携わる職員に対し、県が作成する「沿岸の流出油監視マニュアル」の周知徹底を図る。

### (2) 資機材の確保

海洋での防除に当たっては、多くの資機材が必要となるが、災害発生時に迅速かつ的確に確保するために、町、県、敦賀海上保安部及び越前町漁業協同組合は連携して必要な資機材を備蓄するとともに、資機材を保有する機関や事業者からの調達が行える体制を整備する。また、資機材の保有状況のデータベース化についても検討する。

### (3) 沿岸部での除去マップの作成

沿岸部での除去は、多くの関係機関が行うことから、それぞれの機関の活動エリアを地図（マップ）に落とし、さらに海域の自然的・社会的・経済的諸情報とリンクさせて整理しておくことは、沿岸部での除去方針を決定・更新していく上で有効である。

町は、県が作成する沿岸部での除去マップを踏まえ、海岸へのアクセス道路、回収油の一時集積場所（候補地）等沿岸部での除去に資するきめ細かな情報を加えた町沿岸部での除去マップを作成する。

### 3 回収油の輸送・処理体制の充実強化

#### (1) 回収油処理施設に関する情報収集等

町は、原因船舶等防除措置義務者による回収油の円滑な処理を図るため、町内の産業廃棄物処理事業者の所在、処理能力等を把握するとともに、災害時の受入れについて十分な調整を図っておく。

#### (2) 回収油処理マニュアルの周知

町は、効果的かつ効率的な回収油の処理のため、県の策定する回収油処理マニュアルについて、職員への周知に努める。

### 4 環境対策の充実強化

#### (1) 油処理剤使用に関する漁業関係者との情報・意見交換の実施

油処理剤の使用に当たっては、環境への影響を考慮して慎重を期す必要がある。

このため町及び関係機関は、県及び敦賀海上保安部と連携し、漁業関係者を中心に油処理剤使用に関する情報交換や意見交換を十分に行う。

#### (2) 平常の環境状況の把握

油流出事故等海上災害に伴う環境及び生態系への影響を科学的に評価するためには、平常時における大気・水質・底質等の環境、海岸植生、水産生物等の状況を把握しておく必要があることから、町は、県が実施する調査に協力する。

#### (3) 油の毒性等に関する知識等の習熟及び周知

油の毒性等については一般になじみの薄いところであり、万一の際に的確に対応できない事態も予想される。そこで、町は、県が作成する油の毒性等に関するパンフレットや町ホームページを用いて沿岸の町民、事業者及び関係機関への周知に努める。また、環境省、国土交通省等が実施する環境保全対策に関する研修等に職員を派遣し、人材の育成に努める。

### 5 その他の対策の充実強化

#### (1) 環境対策

風評対策の実施に当たっては、県が風評対策の方針を検討し、漁業、観光、マスコミ関係者等の協力を得て流出油風評対策連絡協議会を開催し、対策の方針の検討等を行うこととしている。

町は、災害発生時にこの連絡会議が迅速かつ的確に機能するよう、町内水産物の主要取引市場における取扱数量・価格、各観光地における観光入り込み客数等の情報収集に努め、風評の影響が客観的に判別できる基礎データづくりに努める。

#### (2) 補償対策体制の確立

町は、災害対策とそれに伴い発生する経費について、県とともに早期に補償対策体制を確立するよう努める。

#### (3) 想定外の事態に関する検討

油流出事故による災害の態様は様々であり、不測の事態の発生時にも的確に対応できるよう、町は、関係機関と連携を図り、これらの事態への対応についても今後検討を行う。

# 第2章 災害に備えた防災体制の強化

本章においては、災害が発生した場合に、迅速・的確な災害応急活動、復旧活動が行えるよう、防災組織の整備・充実、防災活動体制の確立を図るものである。

所	管	全	課
---	---	---	---

## 第1節 防災組織及び活動体制の整備

平常時から、自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施等を通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

### 第1 日常における防災対策の推進

#### 1 越前町防災会議

越前町防災会議は、越前町防災会議条例（平成17年越前町条例第16号）に基づき設置される組織で、町長を会長とし、本計画の作成と実施、災害時における情報の収集等を行う。

#### 2 庁内体制の整備

町は、庁内における日常的な防災対策の推進について定例的に開催される庁内の会議等において協議・検討し、庁内体制の整備を図る。

#### 3 業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

#### 4 初動マニュアルの策定

町は、災害発生直後の職員の参集や各機関等からの情報収集、配備決定などの初動期の対応について職員の行動を具体化する必要があることから、初動マニュアルの策定等を行う。

## 第2 災害時における組織体制

町は、災害時の応急対策活動を効果的に行うため、次に掲げる応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。また、検討結果等については、災害種別ごとに応急対策に反映させる。

### 1 職員の参集体制

速やかに職員が参集し、情報の収集・連絡等が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、町の実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、県及び関係機関と協議の上、災害種別ごとに応急活動のためのマニュアルを作成し、職員及び関係機関に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の関係機関との連携等について徹底を図る。

## (1) 震災時における組織体制

震災は事前に予測される場合が少なく、災害発生後に早急に対策をとる必要があるため、組織・動員配備体制は震度に応じて自動的に決定される。

震度については、福井地方気象台が発表する町の震度（町の震度が発表されない場合は、嶺北地方のいずれかの市町の震度）とし、職員は、テレビ、ラジオ等の報道により震度の確認を行う。また、停電等により震度の把握が困難な場合は、職員各自の判断により自主参集を行う。

## (2) 風水害時等における組織体制

風水害時等においては、気象予警報等により事前に災害が予測される場合があり、組織・動員配備体制は、原則として町長が定め、防災安全課長を通じて電話等で伝達する。ただし、大規模火災、爆発事故等の突発的な災害においては連絡が遅れる場合があるため、職員は自ら状況を判断して登庁する。

## (3) 原子力災害時における組織体制

原子力災害に係る事象の通報を受けた場合等においては、原則として町長が配備を指示し、速やかに防災安全課長を通じて電話等で伝達する。また、原子力災害は、通常五感に感じないなどの特殊性に鑑み、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についても考慮する。

## (4) 複合災害に備えた組織体制

① 町は、複合災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、地域防災計画等を見直し、備えを充実する。また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

② 町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県、他市町村及びその他関係機関と相互の連携を図る。

## 2 職員の配備体制等

災害時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するため、災害種別ごとに示す配備基準に基づく配備体制及び動員体制を整備するとともに、災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、事務分掌、職員の派遣方法等についてあらかじめ定めておく。また、迅速な災害対策の実施が必要となった場合に備え、災害対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておく。

なお、この際意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と意志決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

## 3 長期化に備えた動員体制

県等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

## 4 被災者支援の仕組みの整備

平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。特に、災害時において、り災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施の体制の整備に努める。

また、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

## 第3 防災拠点等の整備

町は、物資の集積、救急、救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした災害対策活動の拠点となる役場、各コミュニティセンター、学校等の情報通信機器の整備、物資の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の72時間は対応可能な非常用電源等の整備に努めるとともに、対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。また、災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校や防

災活動の中心となる庁舎については、耐震化を図る。

#### 1 防災中枢施設の整備・充実

災害対策の中枢となる役場の防災機能の向上を図るとともに、大規模災害時においても通信システム、上下水道等のライフラインの応急確保ができるシステム構築に努める。

#### 2 地区防災拠点の整備

町は、消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、必要な機能（応援部隊・ボランティアの活動調整、支援物資の集配、備蓄）を備えた防災活動拠点等を原則として小学校区にそれぞれ整備するとともに、町民や自主防災組織が災害時に活動できる施設や資機材の整備に努める。

地区防災拠点においては、応援部隊・ボランティアの活動調整や支援物資の集配に当たるほか、平常時における備蓄等の機能を分担する。また、小中学校等が避難所となった場合に備えて、教職員の緊急時の活動マニュアルを作成するとともに、避難所受入体制の整備として、避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用・運営方法等を定める。

#### 3 要配慮者の支援拠点の整備

町は、要配慮者の拠点施設（福祉避難所）として生涯学習センター及び保健福祉センターの整備を図る。

#### 4 広域的な応援の受入れ・物資輸送拠点の確保

町は、広域的な応援の受入れ施設、支援物資等の受入れ施設及び輸送拠点について、各中学校（4校）の中から選定する。

#### 5 ライフライン施設等の機能の確保

町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。また、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

### 第4 防災用資機材の確保・整備

町及び関係機関は、迅速かつ的確な応急対策実施のため、あらかじめ災害用装備資機材等を整備・充実するとともに、保有資機材の点検を随時行い、保管に万全を期する。

#### 1 整備資機材等

- (1) 警備、救助用舟艇の増強
- (2) 特殊車両の増強
- (3) その他の災害用装備資機材
  - ① 空気呼吸器等の救助用資機材
  - ② エンジンカッター等の工作用資機材
  - ③ トランジスターメガホン等の工作用資機材
  - ④ ろ水器等の後方支援用資機材

#### 2 保有資機材等の点検

- (1) 点検に際して留意すべき事項
  - ① 機械類
    - ア 不良箇所の有無
    - イ 機能試験の実施
    - ウ その他
  - ② 物資、機材類
    - ア 種類、規格及び数量の確認
    - イ 不良品の有無

ウ 薬剤等効能の確認

エ その他

(2) 点検整備結果と措置

点検実施の結果は、常に記録しておくとともに、資機材等に損傷、欠落等が発見されたときは、修理、補充等必要な措置を講じる。

## 第5 緊急必要物資の把握

### 1 関係機関との連携

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、町域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関との連携に努める。

### 2 民間業者との連携

町は、災害時における食料・生活必需品等の生活必要物資、応急・復旧用資材及び燃料等の供給を円滑に行うため、平素から卸売業者、量販店等における放出可能量の把握・確認を行うとともに、あらかじめこれらの者と緊急放出に関する協定を締結するよう努める。

## 第6 防災に関する調査研究の推進

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定調査研究を実施し、円滑な災害復興が行えるよう、防災まちづくりに関する研究を推進する。

## 第2節 情報収集・伝達体制の整備

災害発生時に、被害情報を収集するとともに、県及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める。

### 第1 情報通信施設及び運用体制の整備

災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信連絡施設の整備を推進するとともに、通信施設の運用体制の強化を図る。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対策業務のデジタル化の促進に努めるものとする。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。

#### 1 通信施設の整備及び経路の多様化等

町は、防災対策を円滑に実施するため、国及び県と連携し、関係機関からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、次に掲げる事項のほか、あらかじめ災害時の通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前に調整する。

##### (1) 災害に強い伝送路の構築

災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

##### (2) 通信輻輳の防止

移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておく。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施する。

##### (3) 多様な媒体の活用した町民等に対する情報連絡・伝達設備の充実

防災を目的とする情報通信手段・経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体や電気通信事業者の電話回線、インターネット、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、など多様な媒体の活用を進めるほか、有線放送、テレビ、ラジオ、CATV等の放送媒体の活用を図る。

なお、観光客など一時的に滞在する者（以下「一時滞在者」という。）については、動揺や混乱を招かぬよう、広報車、同報系の防災行政無線、戸別受信機、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用して、迅速かつ的確に情報を提供できるよう、情報伝達手段の確立を図る。

##### (4) 非常用電源等の確保

役場等が停電した場合に備え、72時間は対応可能な非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）

し、専門的な知見・技術の下に耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。また、必要に応じて、県を通じ、国（総務省）に対して移動電源車の派遣を要請する。

##### (5) 保守点検の実施

通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

##### (6) 放送事業者への処置

放送事業者に対して情報が迅速かつ確実に提供される情報提供体制の整備に努める。

#### 2 無線通信施設における運用体制の整備

##### (1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、県が設置した無線通信設備であり、県庁、県出先機関、県内市町及び国の出先機関に設置されている。

町は、平時よりその利用方法について習熟を図るとともに、運用体制の確立を図る。

##### (2) 町防災行政無線

町は、災害時における応急対策及び町民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる防災行政無線の整備を推進する。

① 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間の運用体制の確立を図る。

② 災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線の整備、充実を促進する。

- ③ 町民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系受信設備の整備を図る。
- ④ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線車又は衛星携帯電話の増強を図る。
- ⑤ 近隣市町及び関係機関との通信回線を設置するとともに、その整備を図る。

### (3) 消防無線

消防無線は、消防及び救援活動を迅速かつ円滑に実施するため、鯖江・丹生消防組合が設置する無線通信設備であり、鯖江・丹生消防組合は、消防救援活動充実のため、次に掲げる設備の増強等を図る。

- ① 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線車の整備及び携帯用無線機の増強を図る。
- ② 消防広域応援体制の確立に備え、各消防本部と通信することができる共通波の充実を図る。

### (4) その他の無線通信手段

- ① 携帯電話メール（緊急速報メールを含む。）等  
町は、避難情報の提供、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等について検討し、具体化を図る。
- ② 防災相互通信無線  
関係機関は、災害時に相互に通信することのできる防災相互通信無線の重要性を認識し、整備・増強に努める。
- ③ 衛星携帯電話等の整備  
町は、災害時に孤立するおそれのある集落等で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。
- ④ テレビ会議システムの活用  
町は、原子力災害発生時等において、現在県が整備を行っているテレビ会議システムを活用し、災害拠点施設へ派遣した職員、国、県、原子力事業所等と情報を共有する体制の確立に努める。
- ⑤ アマチュア無線との連携  
町は、アマチュア無線による通信はボランティアによるものであることを配慮の上、災害時にアマチュア無線の円滑な活用が図られるよう、関係団体との連携を図る。

### (5) 無線従事資格者の養成

無線通信設備の管理者は、無線局の適正な運用を図るため、無線従事資格者の養成を推進する。

## 3 有線通信設備の運用体制の整備

町及び関係機関は、電気通信事業者から提供されている災害時優先電話等を効果的に活用できる体制を強化する。このため、災害時優先電話の位置づけを明確にするとともに、電話番号を関係機関に通知する。

## 4 非常通信協議会との連携

町は、北陸地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

## 5 CATVの活用

町は、ケーブルテレビの管理者と連携し、コミュニティチャンネルによる緊急放送や字幕の表示等の活用体制を確立する。

## 6 防災情報システムの活用

町は、防災情報の一元化及び高度情報化に資する防災情報システム構築の重要性を認識し、活用体制の整備・充実を行う。

### (1) 河川・砂防総合情報システム

県は、降雨量、河川水位、土砂災害警戒情報等をインターネット、携帯サイトに配信するシステムを整備している。

町は、河川・砂防総合情報システムの活用体制を確立する。

### (2) 道路交通情報システム

県は、異常気象による災害を未然に防止するため、道路の状況や道路交通の状況を収集・伝達するシステムを整備している。

町は、道路交通情報システムの活用体制を確立する。

## (3) 防災システム導入上の留意事項

町は、所掌する業務についてシステム化を行う場合には、他機関への情報の提供に留意する。

## 7 インターネットの活用

町は、町ホームページへの情報掲載、緊急情報配信等の利用体制を確立するほか、役場、防災活動拠点、拠点避難所等を結ぶネットワークシステムの整備に努め、インターネット通信システムの有効活用を図る。

## 8 緊急警報放送受信機の普及

町は、県及び関係機関と連携し、緊急警報放送受信機の普及に努める。

## 第2 情報収集・伝達体制の強化

町は、災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、情報収集・伝達体制の整備を図る。

## 1 勤務時間内の情報収集・伝達

防災安全課職員は、県危機管理課から伝達される防災情報、関係機関から伝達される情報等について、職員に的確に伝達できるよう、県防災行政無線等の取扱いの習熟を図る。

## 2 勤務時間外の情報収集・伝達

勤務時間外において、当直者により情報の受理・伝達が行われることから、町は、情報の受理・伝達に関し、マニュアル等を整備して迅速な対応が図れるように努める。

## 3 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

## 4 町民等に対する情報収集・伝達体制

## (1) 役割等の明確化

町は、県その他関係機関と連携し、災害発生時からの経過に応じ、町民等に提供すべき情報の項目について、災害対応の状況や場所等に応じたわかりやすく正確で具体的な内容を整理する。また、災害現地周辺の町民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

## (2) 複合災害時の体制

町は、複合災害時における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線、広報車両等の施設及び装備の整備を図る。

## (3) 要配慮者等への伝達

要配慮者等の伝達については、第3章第4節「要配慮者対策計画」に定めるところによる。

## (4) 相談窓口

町は、県及びその他関係機関と連携し、町民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく

## 5 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

## 6 孤立集落の被害状況把握

町は孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

なお、ドローンを活用した孤立集落の被害状況を把握するため、事前に必要な手続き等を行い、災害時に迅速に対応できるよう努めるものとする。

## 第3節 救急救助体制の整備強化

救急救助に関し、体制、施設等を整備推進し、救急救助活動の万全を期する。

### 第1 体制の整備

#### 1 救急救助体制の整備の推進

鯖江・丹生消防組合は、救急救助体制の充実を図るとともに、広域的共同処理方式、相互応援協定等により、一層強力な救急救助体制の整備の促進を図る。

#### 2 救助・救急機能の強化及び救急救助隊員の教育訓練

町及び鯖江・丹生消防組合は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

救急救助隊員は、その重要な使命により高度な技術と知識が要求されるため、鯖江・丹生消防組合は、これに対応した教育訓練を計画的に実施する。

#### 3 救急医療機関等の連絡・協調

町は、救急救助業務を円滑に実施するため、医療機関その他関係機関との連絡・協調を図る。

#### 4 海難発生時の連絡体制の確立

町は、海難発生時の人命等の早期救助を図るため、敦賀海上保安部、越前漁港事務所、鯖江・丹生消防組合等との連絡体制を確立するとともに、「118」番による船舶電話や携帯電話からの情報連絡の周知を図る。

### 第2 施設の整備

町は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。

#### 1 救急救助施設の整備の促進

鯖江・丹生消防組合は、救急自動車、救助工作車及び救急救助資機材を計画的に整備し、充足を図る。

#### 2 消防緊急システムの整備

鯖江・丹生消防組合は、高度情報化に対応し、迅速的確な指令管理業務を行うため、消防緊急情報システムの整備を図る。

#### 3 AED（自動体外式除細動器）

町は、公共施設等、不特定多数の人が多く集まる場所から順次、AED（自動体外式除細動器）の設置を推進する。なお、バッテリー及び電極パッドの使用期限には、十分留意し定期的な点検を実施するよう努める。

### 第3 救助・救急活動用資機材の整備

町は、県の協力の下、鯖江・丹生消防組合と連携して救助・救急活動に必要な資機材を整備するとともに、広報車、救助工作車等の整備に努める。

### 第4 集団救急事故対策の推進

鯖江・丹生消防組合は、集団救急事故に備えるため、次の事項について整備を図る。

- (1) 集団救急体制の整備強化
- (2) 消防緊急情報システムの整備
- (3) 救急救助資機材の充実
- (4) 救急隊員の養成
- (5) 受入医療体制の充実

## 第4節 応急医療体制の整備

災害時には医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、応急医療体制の整備が極めて重要であり、初期医療体制、後方医療体制及び広域的医療体制の整備を推進する。

### 第1 初期医療体制の整備

町は、救護所の設置並びに救護班の編成及び出動について、あらかじめ丹生郡医師会と協議して計画を定めるとともに、自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定める。また、災害時の救急医療に対応できるよう、避難、患者受入れ、トリアージ（傷病者の選別）等に関する研修及び訓練を行う。

### 第2 後方医療体制の整備

町は、救護所等で手当を受けた傷病者のうち、重症の傷病者を後方医療施設（救急告示病院や被災地外の病院）へ移送するため、医療情報の提供や患者搬送の体制の確立を図る。

### 第3 広域的医療体制の整備

災害の規模によっては、県、自衛隊、鯖江・丹生消防組合、日本赤十字社、福井県医師会等関係機関の応援が必要となるため、町は、広域的な協力関係を構築するよう努める。また、災害時に医療機関の診療状況や被災の有無等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（医療情報ネットふくい）及びEMISの利用環境整備に努め、入力操作等の研修・訓練を定期的に行う。

### 第4 医薬品等の確保

関係機関は、災害発生時に備え必要な医薬品等の整備に努めるとともに、平常時から関連業者等との協力体制の整備を推進する。

### 第5 医療施設の耐震化

町は、医療救護の拠点となる医療施設について、災害時にその機能と安全性を確保するため、耐震性の点検・強化の指導、補強建て替えの促進を図る。

### 第6 医療救護所等の情報通信体制の整備

町は、県と協力し、病院や福祉施設等に設置されるパソコンのネットワーク化や、未設置箇所へのパソコン末端の設置を推進する。また、こうした端末のオペレーターの確保、育成の面から、医療関係者に対する広報を進めるとともに、普段からネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。

### 第7 航空搬送拠点（ヘリポート等）の整備

町は、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、地域の実情に応じて航空搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

なお、これらの航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定の基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

### 第8 中長期における医療提供体制の充実

町は、県、地元医師会、地域の災害拠点病院関係者等と連携し、急性期から中長期へ移行するための医療提供体制の構築に努める。

## 第5節 緊急輸送体制の整備

災害発生時の災害応急対策を迅速に実施するため、被災後、直ちに輸送機能の確保が必要であることから、交通輸送体系の整備を図る。

### 第1 緊急輸送路の確保

町及び鯖江警察署は、災害時における物資の輸送等を確保するため、県公安委員会の指定する緊急交通路との整合を図り、町域の主要施設・集落を結ぶ路線において必要な交通規制を実施する。

### 第2 交通規制計画

鯖江警察署は、災害発生後における管内の緊急交通路の確保をはじめ、隣接・近接府県との相互協定により、緊急交通路を確保するための広域交通規制を実施する体制の習熟を図る。また、緊急通行車両及び事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を確保するための交通規制用装備資機材や非常時信号交通安全施設の整備を図るとともに、交通情報提供機能の強化を図る。

### 第3 効率的な緊急陸上輸送のための措置

#### 1 災害時における交通の確保

##### (1) 交通管理体制の確立

町は、管理する道路の交通関係施設について耐震性等防災性能を高めるとともに、災害時の道路管理体制を確立する。

##### (2) 道路啓開等

町は、緊急交通路をはじめ、管理する道路上の障害物の除去等応急復旧に必要な人材、資機材の確保に努め、建設業者との協力関係の確保を図る。

#### 2 陸上輸送における緊急輸送体制の確立

##### (1) 運送業者との協定締結等

町は、緊急輸送が円滑に実施できるよう、運送業者等との協定締結に努めるとともに、町有車両の配備計画を作成する。また、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両等確認標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して同標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、その普及を図る。

なお、緊急輸送の際には、当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を提供するなど、その業務に従事する者に対し、安全確保のための必要な措置を行う。

##### (2) 緊急通行車両の事前届出

町は、町有車両のうち、緊急通行車両として使用する車両は、あらかじめ県公安委員会に対して事前届出手続きを行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。

#### 3 公共交通機関による輸送の確保対策

町、県、交通事業者及びその他関係機関は、災害発生後速やかに代替交通手段を確保するため、被害状況の把握（被害の程度及び復旧の見込み）、代替道路、道路交通規制等の必要な情報の連絡体制等について、マニュアル化を図る。また、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要な車両や乗務員の迅速な確保及び義援物資受入れの際の地理、交通情報等を伝達する手段の確保を図る。

### 第4 航空輸送（緊急ヘリポートの確保）

町は、災害時の救助救援活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定及び整備に努める。また、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び町民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるほか、災害時の利用について、施設の管理者や県等とあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努める。

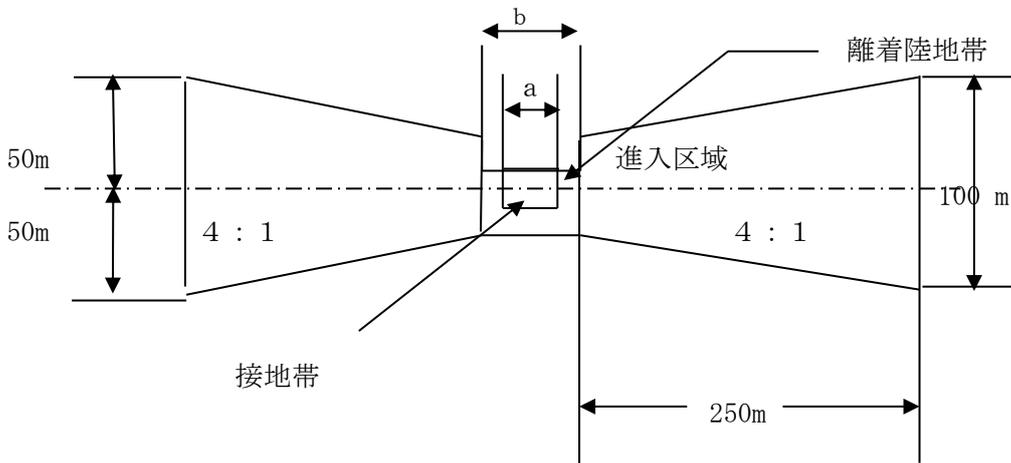
#### 1 ヘリポートの選定

町は、ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場等の中から、次の事項に留意して選定する。

- (1) 十分に平坦であり、ヘリコプターの離着陸に耐え得る地盤堅固な土地であること。
- (2) 最大縦断勾配及び最大横断勾配は、それぞれ5%以内であること。
- (3) 車両の進入路があること。
- (4) 「回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、仮想離着陸地帯の略図」の斜線上に障害物がないこと。

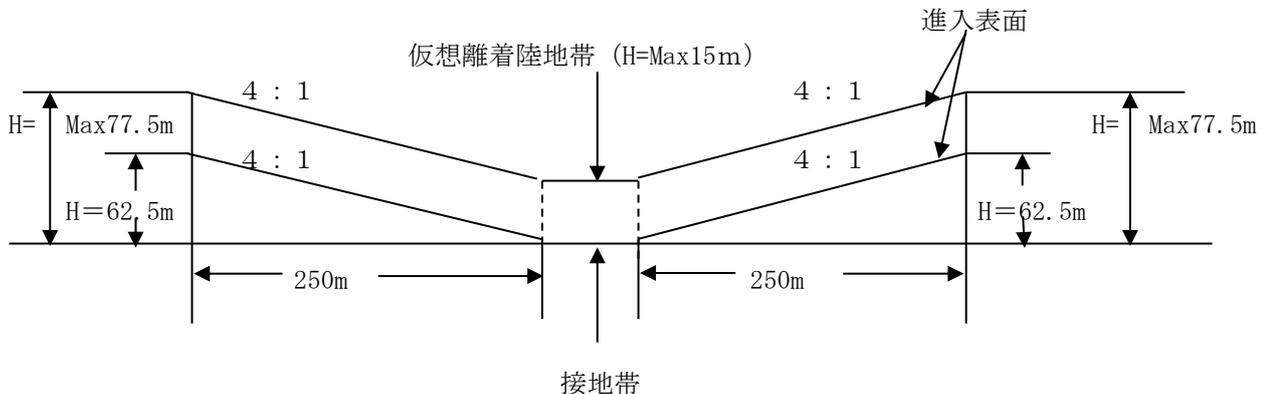
[回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、仮想離着陸地帯の略図]

#### ① 平面図

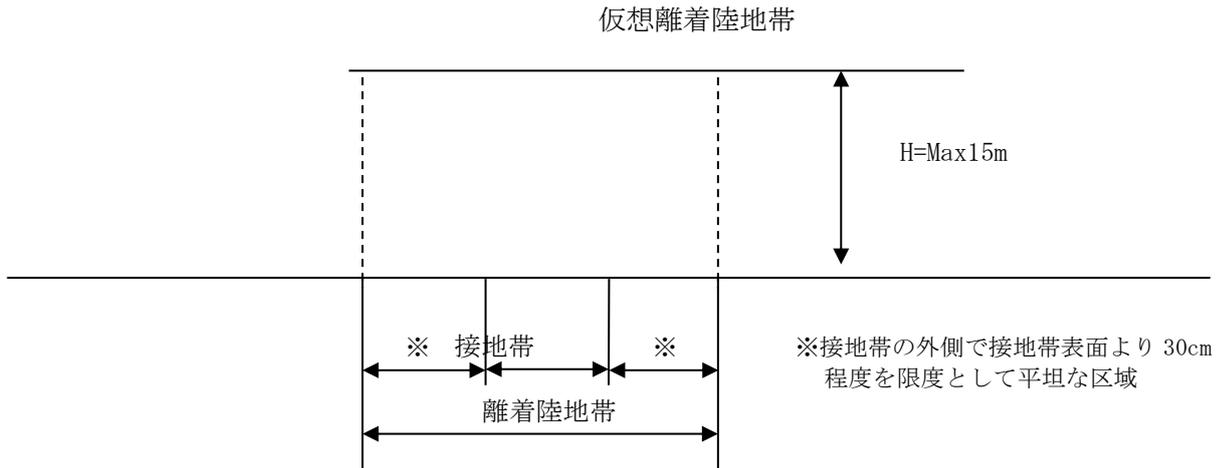


- a 接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。
- b 離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。
- ※ 全長が20mを越す機材については全長の2倍以上の長さとする。
- ※ 離着陸地帯は原則として地上に設定する。ただし、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

#### ② 進入表面断面図



#### ③ 転移表面断面図



## 2 林野火災における空中消火基地

林野火災における空中消火基地は、上記「1 ヘリポートの選定」によるほか、町は、特に次の事項に留意して選定する。

- (1) 水利、水源が近いこと。
- (2) 複数の駐機が可能であること。
- (3) 補給基地が設けられること。
- (4) 気流が安定していること。

## 3 県への報告

町は、新たにヘリポートを選定した場合には、県に次の事項を報告する。また、既存のヘリポートについて、随時点検を行い、変更を行う必要がある場合も同様とする。

- (1) ヘリポート番号
- (2) 所在地（緯度、経度）及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 無障害地帯面積（○m×○m）
- (5) 付近の障害物等の状況（略図添付）

## 4 ヘリポートの管理

選定したヘリポートの管理について、平素から施設の管理者と連絡を保ち、現状の把握に努めるとともに、常にヘリポートとして使用できるように配慮する。

## 第5 海上輸送体制の整備

町は、漁港を活用した災害時の緊急海上輸送に備えるため、越前町漁業協同組合、県及び敦賀海上保安部と連携し、運行方法等について定める。

## 第6節 避難施設・体制の確立

災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して避難地、避難路等の選定を行い、計画的な避難対策の推進を図る。また、災害の危険が切迫した緊急時において町民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難場所及び避難路を指定し、町民に対し周知徹底を図る。さらに、避難場所における救助施設等の整備に努める。

### 第1 避難計画の作成

#### 1 町の避難計画

##### (1) 災害種別に応じた計画の策定

町は、迅速かつ確実な避難を実施するため、それぞれの災害特性に応じた、避難及び避難誘導計画の策定を図る。

##### (2) 警戒区域を設定する場合の計画の策定

町は、警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画の策定に努める。

計画の策定に当たっては、警戒区域における立入規制に必要な資機材（パイプ柵等）の活用及び周辺道路の状況について十分に配慮する。

#### 2 学校等施設における避難計画

学校等施設の管理者は、町及び県と連携し、災害時における園児、児童・生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。また、町は、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

さらに、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

#### 3 不特定多数の者が利用する施設における避難計画

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、町及び県と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画及び訓練とするよう努める。

### 第2 指定緊急避難場所

#### 1 指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における町民等の安全な避難先を確保する観点から、町は、災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所又は施設を、災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、町民に対して周知徹底を図る。

##### (1) 風水害に対する指定緊急避難場所の指定

風水害に対する指定緊急避難場所の指定に当たっては、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

##### (2) 地震・津波災害に対する指定緊急避難場所の指定

地震・津波災害に対する指定緊急避難場所の指定に当たっては、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて町民への周知徹底を図る。

さらに、町民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努

めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

## 2 指定緊急避難場所に関する通知等

町は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、町長に届出を行う。

町は、指定緊急避難場所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取り消し、県に通知するとともに、公示を行う。

## 3 町民への周知

町は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から町民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から町民等への周知徹底に努める。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

# 第3 指定避難所

## 1 避難所の指定

町は、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、町は以下の事項について調査し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、町民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(2) 学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

(3) 一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努める。

また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と医療保健班が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

## 2 指定避難所に関する通知等

町は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、町長に届出を行う。

また、指定避難所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取り消し、県に通知するとともに、公示を行う。

## 3 避難所の備蓄

町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

#### 4 避難所の設備

町は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図る。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。

備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

#### 5 新たな技術を用いた設備の活用

町は指定避難所等において衛星通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備が活用できるよう導入を進め、体制の構築に努めるものとする。

指定避難所等で使用する設備等については、災害時に確実に利用できるよう、訓練はもとより、平時からの利用に努めること。

#### 6 要配慮者及び男女ニーズの違い等への配慮

町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。また、町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

#### 7 避難所の運営管理に必要な知識の普及

町は、感染症対策にかかる避難所運営の研修や訓練を行うものとする。また、マニュアルの作成、訓練などを通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

#### 8 避難所運営の効率的な実施

町は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

### 第4 避難路等避難誘導體制の整備

#### 1 避難誘導體制の整備

町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、防災訓練の実施や防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインを住民に周知する。なお、防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインの作成にあたっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

なお、避難誘導に当たって、警察、消防、自主防災組織の協力を得ながら、避難路の要所に誘導員を配置する体制を整備する。

#### 2 案内標識等の整備

町は、避難所、避難路等に案内標識、誘導標識等の整備を推進し、平常時から町民への周知を図る。

#### 3 避難誘導用・移送用資機材・車両等の整備

町は、町民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備する。また、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保についても考慮する。

#### 4 町民等の避難状況の確認体制の整備

町は、避難のための立退きの指示等を行った場合において、町民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

#### 5 指定緊急避難場所、指定避難所、避難方法等の周知

町は、町民に対し、災害種別に応じた指定緊急避難場所、指定避難所、避難方法等の周知に努める。

#### 6 要配慮者等の避難誘導體制の確立

町は、町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等と協力し、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しながら、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の所在等の把握に努める。また、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の避難が円滑になされるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

#### 7 学校、社会福祉施設等における避難誘導體制の確立

学校、社会福祉施設等の管理者は、災害時における避難誘導體制を定め、防災訓練等によりその周知徹底を図る。

### 第5 広域避難のための体制の整備

町は、大規模災害時に円滑な広域避難および広域一時滞在が可能となるよう、県と連携し、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等および広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

なお、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

### 第6 避難所運営体制の整備

#### 1 管理・運営方法の決定

町は、災害発生後、速やかに管理運営体制を構築するため、あらかじめ避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法を定める。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務対策部と民生対策部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

#### 2 避難者の自治体制の整備

町は、避難所運営の円滑化を図るため、あらかじめ避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項等を定めた「避難所運営マニュアル」により、運営の中心となる自主防災組織等の組織と協議し、予定される避難所ごとに自治体制の整備を図る。

#### 3 施設管理者の運営支援体制の整備

町は、避難所の施設管理者に対し、あらかじめ避難所設置時の管理・運営への協力及び運営の支援を行うよう依頼する。

### 第7 応急仮設住宅等の事前準備

町は、災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対して供給する応急仮設住宅について、事前にその建設用地を定めておくなど、あらかじめ供給体制を整備する。

### 第8 感染症の自宅療養者の避難確保

町福祉センターは、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県および町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

## 第7節 飲料水、食料、生活必需品の確保計画

災害発生時における町民の生活を守るため、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。

### 第1 個人備蓄の推進

町は、町民に対し自らの身の安全は自らが守ることが防災の基本であることを周知し、「最低3日間・推奨1週間分」の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（応急医薬品、懐中電灯、ラジオ、乾電池、衣類等）の準備について普及・啓発を図る。

### 第2 町の備蓄の推進

町は、災害時における円滑な物資の供給を図るため、地区ごとの拠点避難所等において、生命及び生活を維持するために最低限必要な物資の分散備蓄に努める。備蓄を行うに当たっては、大規模な地震が発生した場合など、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

#### 1 備蓄拠点

町が設置する備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

#### 2 備蓄目標

備蓄目標は、想定される避難者数に対し、水2日分、食料2日分、物資2日分とするが、山間部集落等災害時に孤立する可能性のある地域については、備蓄目標を配慮する。

[備蓄する品目の例]

種 別	品 目
生命を維持するために最低限必要なもの	毛布、水、食料（主食）、日用品、資機材等
要配慮者向けの食料備蓄	ミルク、軟らかい食品

### 第3 必要物資調達体制の整備

町は、災害時における円滑な必要物資の調達を図るため、関係業界団体との協定の締結に努めるなど必要な措置を講じる。また、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定める。

#### 1 関係業界団体等との協定締結

食料、日用品、資機材等生活を維持するために最低限必要な緊急物資の調達について、関係業者の能力や実績を勘案し、あらかじめ関係業界団体等と協定を締結するよう努める。

#### 2 インターネットメールの活用

避難所における必要物資を把握し、県と市町及び市町間において、不足している必要物資の融通を図るため、県と連携し、県・県内市町間のインターネットメールシステムの整備、運用方法を検討し、ネットワークによるシステムづくりを推進する。

#### 3 物資調達のマニュアル化

必要物資の種類、品目や数量、調達先や連絡先及び連絡方法を明確にするなどマニュアル化を図る。

## 4 事業者団体等との連携

町は、農林水産物の供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売・輸送業者等との連絡体制の整備を図り、定期的に在庫量把握等の情報収集を行う。

## 5 国及び県からの「プッシュ型」支援

国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築することとしている。このため、町は、自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、いわゆる「プッシュ型」支援を受けることを想定した検討を行うとともに、平常時から「プッシュ型」支援を想定して物資の備蓄状況や集積拠点等について、県との間での情報共有を図る。

## 第4 給水体制の整備

町は、県と連携し、上水道・簡易水道施設が被害を受けたときの緊急用水の確保を図るため、拠点避難所等に緊急ろ水装置や耐震性貯水槽の整備を行うほか、地下水を利用するに当たっての水質条件等のガイドラインを早急に設定するとともに、道路融雪装置用井戸水等を利用した施設整備を研究する。

## 1 災害時の給水協力の推進

井戸を所有する事業所や一般家庭に対し、災害時に町民への給水に協力するように呼びかけ、災害時の給水確保に努める。

## 2 耐震性貯水槽の整備

災害時の飲料水等の確保を図るため、役場や小中学校、公園等の拠点施設に耐震性貯水槽の整備を推進する。

## 3 給水資機材の整備

応急給水の迅速な実施を図るため、給水車の整備、上水仮設パイプの備蓄を推進する。

## 第8節 広域的相互応援体制整備計画

大規模災害においては、町だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援又は他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整える。

### 第1 関係機関相互の連携体制

町は、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署及び県並びに他市町村、自衛隊、県警察、関係消防本部、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と平常時から緊密な連携を保つとともに、相互に情報交換を行い、また、各関係機関の役割分担をあらかじめ定めるなど、防災体制の整備・強化を図る。

### 第2 防災相互応援体制

#### 1 福井県・市町災害時相互応援協定

町は、町独自では十分な応急措置が実施できない場合に備え、他の市町に要請する応急措置を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、密接な連携体制を整備する。

#### 2 県外広域相互応援体制

町は、県域を越えた広域的防災体制を確立するため締結した「西尾市・恵那市・越前町災害時相互応援協定」及び「災害応急対策活動の相互応援に関する協定（越前町、瀬戸市、常滑市、篠山市、備前市、甲賀市）」に基づき、密接な連携体制を整備する。

#### 3 災害時等の応援に関する申し合わせ

町は、被害の拡大と二次災害防止に資するために国土交通省近畿地方整備局長と締結した「災害時等の応援に関する申し合わせ」に基づき、密接な連携体制を整備する。

#### 4 福井県広域消防相互応援協定

町及び鯖江・丹生消防組合は、県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画する「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援体制を整備する。

### 第3 関係機関との協定

町は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

なお、現在、町と関係機関の間で締結されている協定は次のとおりであるが、町内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、町は、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

- 災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定  
(一般社団法人福井県エルピーガス協会丹生支部)
- 災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定  
(朝日地区建設業会、宮崎地区建設業会、越前地区建設業会、織田地区建設業会)
- 災害時における社会福祉法人 光道園と越前町間の協力に関する協定  
(社会福祉法人 光道園)
- 災害時における社会福祉法人 敬老会と越前町間の協力に関する協定  
(社会福祉法人 敬老会)
- 災害時における社会福祉法人 特別養護老人ホーム 海楽園と越前町間の協力に関する協定書  
(社会福祉法人 特別養護老人ホーム 海楽園)
- 災害時における医療法人 積心会と越前町間の協力に関する協定  
(医療法人 積心会)
- 災害時における社会福祉法人 織田やすらぎ会と越前町間の協力に関する協定  
(社会福祉法人 織田やすらぎ会)
- 災害時の医療救護活動に関する協定  
(丹生郡医師会)
- 災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定  
(越前町電業会)
- 災害時における公共施設等の電気設備保安対策業務に関する協定  
(一般財団法人北陸電気保安協会)
- 災害緊急放送に関する協定  
(丹南ケーブルテレビ株式会社)
- 災害時等における緊急・救援輸送に関する協定  
(越前町バス事業者連絡協議会)
- 被災建築物応急危険度判定に関する協定  
(丹生設計協会)
- 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定  
(福井県民生活協同組合)
- 特設公衆電話の設置・利用に関する協定  
(西日本電信電話株式会社福井支店)
- 災害時における物資供給に関する協定  
(NPO法人 コメリ災害対策センター)
- 越前町と越前町内郵便局及び鯖江郵便局との協力に関する協定  
(越前町内郵便局、鯖江郵便局)
- 災害時における自走式水洗トイレ等の提供に関する協定  
(KOUSSEI株式会社)
- 災害時における石油類燃料の提供に関する協定  
(越前町燃料等納入組合)
- 防災減災パートナーシップに関する協定書  
(福井放送株式会社)
- 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定  
(一般社団法人 福井県解体工事業協会)

#### 第4 広域応援・受援体制の整備

町及び関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けられるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援職員の指定、応援時の携行品の整備、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、町は、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、県および町は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

## 第5 関係機関との合同訓練等

町は、応援協定の締結機関に対する応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡方法・窓口等を取り決めておき、それらに基づく通信訓練等を含めた合同防災訓練を実施する。

## 第9節 原子力災害事前対策計画

原子力事業所に事故が発生し、その影響が原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲に及び又は及ぶおそれがある場合（以下「緊急時」という。）、原子力災害特有の災害対策活動を円滑に実施するため、機能的な活動体制の整備を図る。

### 第1 原子力災害対策の基本方針

#### 1 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

##### (1) 原子力事業所等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

本町は、日本原子力発電(株)の敦賀発電所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉もんじゅ、関西電力(株)の美浜発電所から30km圏内に位置し、町のほぼ全域が原子力災害対策重点区域のUPZに区分されている。

PAZにおいては、原子力事業所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力事業所等の状態が次に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移等に応じて、国の指示によりPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として屋内退避を原則実施する。

##### (2) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL:Operational InterventionLevel）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

[本町の原子力災害対策重点区域の区分]

原子力事業所		区分
・日本原子力発電(株)	敦賀発電所2号機	UPZ
・関西電力(株)	美浜発電所3号機	

#### 2 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

##### (1) 緊急事態の段階

緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、緊急事態への対応の状況を、準備段階、初期対応段階、中期対応段階及び復旧段階に区分する。

###### ① 準備段階

原子力事業者、国、県、町等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価し、改善する。

###### ② 初期対応段階

情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。

###### ③ 中期対応段階

放射性物質又は放射線の影響を適切に管理し、環境放射線モニタリングや解析により放射線の状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。

###### ④ 復旧段階

被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

##### (2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。

このため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、次のように、初期対応段階において、施設の状態に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき、緊急時防護措置を迅速に実行するための意思決定の体制を構築する。

① 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

ア 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状態や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力施設の状態に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態（第1段階）、施設敷地緊急事態（第2段階）及び全面緊急事態（第3段階）の3段階に区分する。

[緊急事態区分の基本的な考え方]

区分	対応
警戒事態 (第1段階)	<p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難など、早期に実施が必要な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、県、PAZ関係市町及び関係防災機関は、PAZ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。</p>
施設敷地緊急事態 (第2段階)	<p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、県、関係市町及び関係防災機関は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、PAZ内において、施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始するとともに、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。</p>
全面緊急事態 (第3段階)	<p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、県、関係市町及び関係防災機関は、PAZ内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。なお、UPZ外においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状態や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。</p>

イ 具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

原子力施設ごとのEALの設定は、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において規定する。原子力規制委員会が示す緊急事態区分を判断するEALの枠組みの内容は、指針によるものとし、その区分は次の表1のとおりとする。

表1 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み

1. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転のための施設（当該施設が核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合または原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【関西電力(株)大飯発電所3, 4号機、関西電力(株)高浜発電所3, 4号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、または原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、もしくは停止したことが確認できないこと。</li> <li>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、または原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</li> <li>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</li> <li>④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</li> <li>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</li> <li>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</li> <li>⑦ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</li> <li>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</li> <li>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</li> <li>⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</li> <li>⑪ 当該原子力発電所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>⑫ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合</li> <li>⑬ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</li> <li>⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</li> <li>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</li> </ul>
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧または低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</li> <li>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</li> <li>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</li> </ul>

<p>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</p>	<p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
<p>全面緊急事態 (第3段階)</p>	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p>

<p>全面緊急事態 (第3段階)</p>	<p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
--------------------------	--

2. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
<p>警戒事態 (第1段階)</p>	<p>① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p> <p>③ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑦ 敦賀市において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>⑧ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合</p> <p>⑨ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</p> <p>⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</p> <p>⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>
<p>施設敷地緊急事態 (第2段階)</p>	<p>① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を越える原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置およびこれと同様の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧または低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第9号)第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第10号)第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分以上)継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>

<p>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</p>	<p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
<p>全面緊急事 態 (第3段階)</p>	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>③ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適用しない場合には、30分以上)継続すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑨ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑫ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

3. 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機、関西電力(株)美浜発電所3号機、  
関西電力(株)大飯発電所1, 2号機、関西電力(株)高浜発電所1, 2号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、また当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</li> <li>② 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</li> <li>③ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。</li> <li>④ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</li> <li>⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代理が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</li> </ul>
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</li> <li>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</li> <li>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</li> </ul>
全面緊急事態 (第3段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</li> <li>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</li> <li>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</li> </ul>

4. 炉規法第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設

【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん、日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機、

関西電力(株)美浜発電所1, 2号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	① 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ② 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合 ③ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ④ 原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代理が警戒本部の設置が必要と判断した場合
施設敷地の緊急事態 (第2段階)	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
全面緊急事態 (第3段階)	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ② その他の原子炉の運転のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難または屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。

## ② 運用上の介入レベル（O I L）

## ア 基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、町民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には原子力施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。

このような事態に備え、国、県及び町等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果について、防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に町民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。

これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する避難退域時検査（以下「スクリーニング」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講じるようにしなければならない。

さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

## イ 具体的な基準及び防護措置の内容

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「O I L」という。）を設定する。

防護措置を実施する国及び地方公共団体においては、緊急時モニタリングの結果をO I Lに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し、決めておく必要がある。

各種防護措置に対応するO I Lの初期設定値は、原子力災害対策指針によるものとし、その内容は次のとおりとする。

[O I L と防護措置]

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、町民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線: 40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニングを実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
$\beta$ 線: 13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)						
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、町民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6 (Bq (ベクレル) /Kg)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300	2,000 <sup>※8</sup>	
			放射性セシウム	200	500	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1	10	
ウラン	20	100				

(注) Sv (シーベルト) は、放射線の量を表す単位で、Sv/h は空間放射線率測定器 (空間線量計) で用いられる1時間当たりの放射線が人体に与える影響を示す。

cpm (count per minute: カウント・パー・ミニッツ) は、表面汚染測定器で用いられる単位で、1分間当たりの放射線の数 (カウント数) を示す。

Bq (ベクレル) は、放射能の強さを表す単位で (慣用的に放射エネルギーを示すことが多い。)、Bq (ベクレル) /Kg は、1Kg 当たりの Bq (ベクレル) 数を示す。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる O I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には O I L の初期設定値は改定される。

- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq（ベクレル）/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq（ベクレル）/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- ※9 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

## 第2 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力災害に関し、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第2章第2節に定める「処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、次のとおりとする。

### 1 越前町

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
越 前 町	(1) 原子力事業者防災業務計画に関する協議に係る県からの意見聴取に対する回答及び原子力防災要員の現況等の届出の写しの受理 (2) 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 (3) 原子力防災に関する組織の整備 (4) 原子力防災に関する知識の普及・啓発 (5) 原子力防災に関する教育・訓練 (6) 通信・連絡網の整備 (7) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (8) 環境条件の把握 (9) 災害状況の把握及び伝達 (10) 災害対策本部等に関する事務 (11) 緊急時における国、県等との連絡調整 (12) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力 (13) 広報 (14) 退避及び避難に関する計画に関すること。 (15) 町民の退避・避難、立入制限、救助等 (16) 緊急時医療措置に関すること。 (17) 飲食物等の摂取制限等 (18) 緊急輸送及び必要物資の調達 (19) 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給 (20) 防災業務関係者の被ばく管理 (21) 災害救助法の要請 (22) 義援金、義援物資の受入れ及び配分 (23) 広域応援の要請及び受入れ (24) 文教対策 (25) 汚染の除去等 (26) 各種制限措置の解除 (27) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (28) 風評被害等の影響の軽減 (29) 町民相談体制の整備 (30) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (31) 心身の健康相談体制の整備 (32) 県の行う原子力防災対策に対する協力
2 鯖江・丹生消防組合 ・消防署 ・消防団	(1) 緊急時における県・市町等との連絡調整 (2) 町民の避難誘導、救助・救急等 (3) 救急搬送に関すること (4) 緊急消防援助隊の受入れに関すること。

## 2 福井県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
福 井 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 福井県防災会議原子力防災対策部会に関する事務</li> <li>(2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出の受理</li> <li>(3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収</li> <li>(4) 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</li> <li>(5) 原子力防災に関する組織の整備</li> <li>(6) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発</li> <li>(7) 原子力防災に関する教育・訓練</li> <li>(8) 通信・連絡網の整備</li> <li>(9) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備</li> <li>(10) 環境条件の把握</li> <li>(11) 災害状況の把握及び伝達</li> <li>(12) 福井県原子力災害警戒本部及び原子力災害対策本部に関する事務</li> <li>(13) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表</li> <li>(14) 広報</li> <li>(15) 住民の退避・避難、立入制限等</li> <li>(16) 救助・救急及び消火に関する資機材の確保及び応援要請</li> <li>(17) 緊急時医療措置に関する事務</li> <li>(18) 飲食物等の摂取制限等</li> <li>(19) 緊急輸送及び必要物資の調達</li> <li>(20) 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給</li> <li>(21) 防災業務関係者の被ばく管理</li> <li>(22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入れ</li> <li>(23) 災害救助法の適用</li> <li>(24) 義援金、義援物資の受入れ及び配分</li> <li>(25) 広域応援の要請及び受入れ</li> <li>(26) 文教対策</li> <li>(27) ボランティアの受入れ</li> <li>(28) 汚染の除去等</li> <li>(29) 各種制限措置の解除</li> <li>(30) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備</li> <li>(31) 風評被害等の影響の軽減</li> <li>(32) 住民相談体制の整備</li> <li>(33) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援</li> <li>(34) 心身の健康相談体制の整備</li> <li>(35) 物価の監視</li> <li>(36) 関係市町の原子力防災対策に関する指示、指導、助言及び協力</li> <li>(37) 関係市町を除く市町への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等</li> <li>(38) 隣接府県等への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等</li> <li>(39) 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導</li> <li>(40) 原子力災害時における児童・生徒の退避及び避難に関する体制の確立と実施</li> <li>(41) 退避（避難）施設としての協力</li> </ul>
福井県警察 (鯖江警察署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 周辺地域に関する情報収集</li> <li>(2) 町民及び一時滞在者への情報伝達</li> <li>(3) 避難の誘導及び屋内退避の呼びかけ</li> <li>(4) 交通の規制及び緊急輸送の支援</li> <li>(5) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持</li> </ul>

## 3 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
中部管区警察局 (福井県情報通信部)	(1) 管区内各県警察の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 関係機関との協力 (4) 情報の収集及び連絡 (5) 警察通信の運用
北陸総合通信局	(1) 電波の統制管理及び有線電気通信の監理 (2) 原子力災害時における非常無線通信の運用監督
北陸財務局 ・福井財務事務所	(1) 地方公共団体に対する災害復旧事業債及び地方短期資金 (災害つなぎ資金) の貸付 (2) 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 (3) 原子力災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 (4) 避難場所等として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、 宿舎) の情報収集及び情報提供
近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集及び提供
福井労働局 ・武生労働基準監督署	(1) 原子力事業所の労働者の被ばく管理及び労働災害防止に関 する監督指導 (2) 原子力災害時における労働災害調査の実施及び被災労働者 の労災補償
北陸農政局 ・福井県拠点	(1) 農産物・農地の汚染対策及び除染措置の指導 (2) 原子力災害時における主米穀及び応急用食料等の確保と引 き渡し
近畿中国森林管理局 ・福井森林管理署	(1) 国有林における汚染対策
近畿経済産業局	(1) 原子力災害の情報収集及び対応に関する協力 (2) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援 (3) 防災関係物資や生活必需品、燃料等の適正な価格による円 滑な供給の確保 (4) 中小企業対策等、原子力災害対応のうち経済産業省の所掌 に関する対応
近畿地方整備局 ・福井河川国道事務所	(1) 一般国道(指定区間) の管理
中部運輸局 ・福井運輸支局	(1) 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力 要請 (2) 原子力災害時における船舶の調達調整及び被災者、災害必 需物資等の輸送調整 (3) 原子力災害時における施設等の選定及び収用の協力要請 (4) 原子力災害における自動車運送事業者に対する輸送協力要 請 (5) 原子力災害時における自動車の調達調整及び被災者、災害 必需物資等の輸送調達 (6) 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指 導

東京管区気象台 ・福井地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</li> <li>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</li> <li>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</li> <li>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施</li> <li>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施</li> </ul>
第八管区海上保安本部 ・敦賀海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 海難救助、海上における安全及び治安の確保、船舶交通の規制</li> <li>(2) 海上におけるモニタリング支援</li> <li>(3) 海上における緊急輸送</li> </ul>

## 4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊 ・陸上自衛隊 ・海上自衛隊 ・航空自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) モニタリング支援</li> <li>(2) 被害状況の把握</li> <li>(3) 避難の援助</li> <li>(4) 避難者等の捜索救助及び救護</li> <li>(5) 消防活動</li> <li>(6) 救護</li> <li>(7) 人員及び物資の緊急輸送</li> <li>(8) スクリーニング及び除去</li> <li>(9) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの</li> </ul>

## 5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株)(福井支店)	(1) 原子力災害時における有線通信の確保
・(株)NTTドコモ	(1) 原子力災害時における被災移動通信施設の復旧
・KDDI(株)	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧
・ソフトバンク(株)	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧
・楽天モバイル(株)	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧
日本赤十字社 ・福井県支部	(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施 (2) 原子力災害時における義援金の受付
電力関係機関 ・北陸電力(株)(福井支店)	(1) 緊急時モニタリングの協力(国の要請による) (2) その他、町及び県が実施する原子力災害対策への積極的な協力
原子力事業者 ・関西電力(株) ・日本原子力発電(株) ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	(1) 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正 (2) 原子力防災体制の整備及び原子力防災組織の運営 (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 (4) 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設及び設備の整備点検 (5) 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施 (6) 関係機関との連携 (7) 緊急時における通報及び報告 (8) 緊急時における応急措置 (9) 緊急事態応急対策 (10) 原子力災害事後対策の実施 (11) その他、県及び町が実施する原子力防災対策への積極的な協力
研究研修機関 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター ・(独)原子力安全基盤機構 ・(独)放射線医学総合研究所	(1) 原子炉工学、放射線防護等の専門家による事象の評価・検討及び緊急事態応急対策への技術的支援 (2) 緊急時モニタリング要員及び機器の動員 (3) 原子力防災に関する研修 (4) 原子力防災訓練への参画
(公財)福井原子力センター	(1) 原子力防災に関する知識の普及 (2) 県・市町が実施する災害応急対策への協力
ガス関係機関 ・(一社)福井県エルピーガス協会	(1) 原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2) 原子力災害時におけるガス供給の確保
報道機関	(1) 原子力防災に関する知識の普及の協力 (2) 原子力災害時における広報 (3) 災害情報及び各種指示等の伝達
日本郵便(株) ・町内郵便局	(1) 原子力災害時における郵便業務の確保 (2) 原子力災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び救護対策 (3) 原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持
(一社)福井県医師会	(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施
公共交通機関 ・京福バス(株) ・福井鉄道(株)	(1) 原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送

## 6 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
丹生郡医師会	(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 原子力災害時における医療救護活動の実施
越前町社会福祉協議会	(1) 原子力災害時要配慮者の救護活動 (2) 原子力災害時のボランティア受入れ、調整等
福井県農業協同組合	(1) 農産物の出荷制限等応急対策の指導 (2) 食糧供給支援 (3) 有線放送設備等を利用したの広報活動等の協力
越前福井森林組合	(1) 林産物に関する対策の指導
越前町漁業協同組合	(1) 漁船等への広報協力 (2) 水産物の出荷制限等応急対策の指導
越前町商工会	(1) 救助用物資及び復旧資材の確保、協力、あっせん
学校法人	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び指導 (2) 原子力災害時における児童・生徒の退避・避難に関する体制の確立及び実施 (3) 退避（避難）施設としての協力

## 第3 原子力防災体制の整備

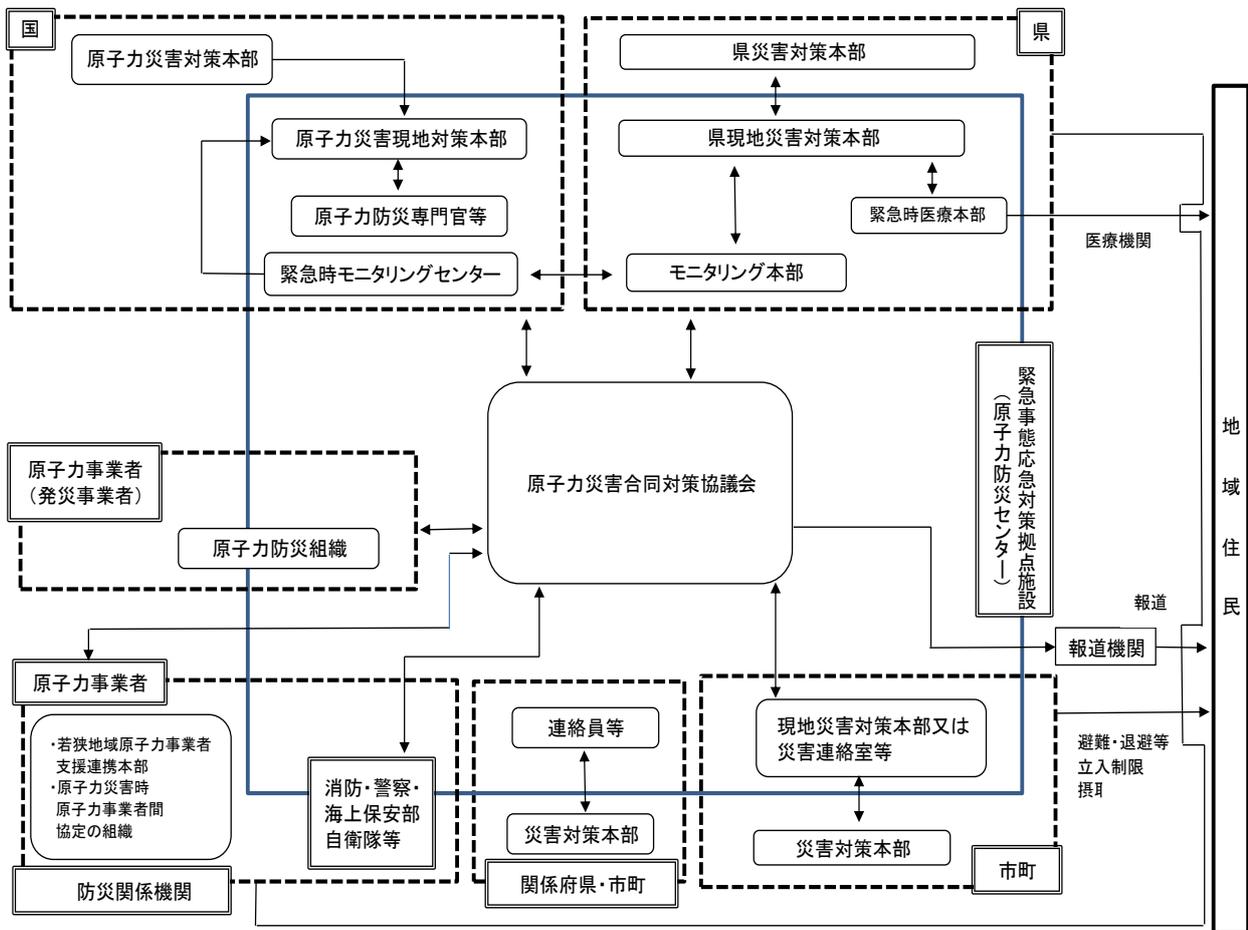
町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、次に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。また、検討結果等については、第5編「原子力災害対策計画」に反映する。

## 1 広域的な活動協力体制

原子力災害の特殊性に鑑み、町、県、国、国から派遣される専門家、原災法第30条第2項の規定に基づく業務を行う原子力防災専門官（以下「原子力防災専門官」という。）、上席放射線防災専門官、関係する市町、原子力事業者その他関係機関は相互に協力し、広範な活動体制を整え、強力に対処する。

その体制の概念は、次のとおりである。

[防災対策図 (概念図)]



2 地域原子力防災協議会

県は、関係府省庁、関係府県等で構成する地域原子力防災協議会に参画し、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保など地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化に向けた調整を行う。

町は、地域原子力防災協議会において具体化・充実化された内容について、町地域防災計画・避難計画等に反映するとともに、訓練を実施し、必要な改善を図る。

3 平常時の安全対策

町は、平常時から施設及び周辺の状態を把握し、緊急時における対応を迅速かつ的確に実施するため、次の安全対策を講じる。

- (1) 原子力災害を未然に防止するため、原災法第7条第1項の規定に基づき、原子力事業者が作成した「原子力事業者防災業務計画」、原子力事業者と締結した「原子力発電所周辺環境の安全確保に関する協定」等を活用し、原子力事業所及びその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努める。
- (2) 町長は、県、関係市町長、関係機関の代表者等を委員とする「福井県原子力環境安全管理協議会」に出席し、県内における原子力事業所周辺地域の環境放射能及び温排水並びに原子力発電所の運転・管理について、その状況を的確に把握することにより、環境の安全を確認する。

4 緊急事態応急体制の整備

(1) 原子力防災センターにおける立ち上げ準備体制

国は、原災法第12条第1項の規定に基づき、原子力防災対策活動を調整し、円滑に推進するための拠点となる施設として、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「原子力防災センター」という。）を指定している。

本町の原子力災害対策に係る原子力防災センターは、次のとおりであり、町は、県が原子力災害警戒本部を設置した場合、直ちに県、国、関係市町、原子力事業者その他関係機関と協力して、原子力防災センターにおける立ち上げ準備を行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ

職員の派遣体制及び必要な資機材の整備を図る。

[本町の原子力災害対策に係る原子力防災センター]

原子力防災センター	所在地	原子力事業所
福井県敦賀 原子力防災センター	〒914-0146 敦賀市金山 99-11-47	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本原子力発電(株) 敦賀発電所</li> <li>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ</li> </ul>
福井県美浜 原子力防災センター	〒919-1205 三方郡美浜町佐田 64 号毛 ノ鼻 1-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>関西電力(株) 美浜発電所</li> </ul>

## (2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

町は、国が原子力防災センターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合、これに町の職員を迅速に派遣するため、県及び現地に配置される原子力防災専門官等と協議して、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、原子力防災センターへの派遣手段等を定める。

## (3) 原子力防災センターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

① 町は、原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）発出後、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係市町、原災法第7条第2項に定める関係周辺都道府県（以下「関係府県」という。）等とともに、同法第23条第1項の規定に基づく原子力災害合同対策協議会（以下「原子力災害合同対策協議会」という。）を組織し、原子力防災センターに設置する。

このため、町は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、県及び原子力防災専門官等と協議して定める。

② 原子力防災センターに設置される原子力災害合同対策協議会に、原子力災害が発生した原子力事業所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係市町、関係府県、原子力事業者その他関係機関のそれぞれの職員が配置されることとされており、町は、それぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ県及び原子力防災専門官等と協議して定める。

## (4) 専門家の派遣要請手続き

町は、原子力事業者より施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対して事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定める。

## (5) 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、関係市町、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物等の保管等に必要の場所の確保等）を行う。

## 5 避難活動体制

### (1) 避難計画の作成

町は、県、国、関係機関及び原子力事業者の協力の下、屋内退避及び避難誘導計画を策定する。

### (2) 避難場所等の整備

#### ① 避難場所等の整備

町は、コミュニティセンター等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難場所をあらかじめ指定し、町民への周知徹底を図る。また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めることや指定緊急避難場所の指定に当たっては、風向き等の気象条件により指定緊急避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備を図る。

#### ② コンクリート屋内退避体制

町は、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努める。

### (3) 町民等の避難状況の確認体制の整備

町は、屋内退避、避難のための立退きの指示等を行った場合において、町民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

### (4) 広域避難等

#### ① 広域避難体制の整備

町は、原子力事業所から30km圏外への避難（以下「広域避難」という。）について、町民の避難が迅速かつ円滑に行われるよう、国が示す方針及び県が作成する要綱等に基づき、避難先、一時集合施設、避難車両中継所等広域避難体制の整備に努める。広域避難に当たっては、避難先からの更なる避難を避けるため、広域避難先は原子力災害対策重点区域外とし、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の町民の広域避難先は同一地域に確保するよう努める。

[本町における広域避難先]

広域避難先	坂井市
-------	-----

#### ② 広域避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備

町は、国及び県の協力の下、町外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難先の市町と共有する仕組みの整備に努める。

#### ③ 広域一時滞在に係る応援協定の締結

町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。また、町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

### (5) 避難場所、避難方法等の周知

町は、自家用車による避難に備え、町民に対し避難先を十分周知する。また、スクリーニング（居住者、車両、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤の配布等の場所、避難誘導方法（自家用車の利用、バス等で避難する場合の一時集合場所、緊急避難に伴う交通誘導、貴重品の持出、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から町民への周知徹底に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講じるべきことにも留意する。

さらに、避難の迅速な実施のため、町は、国、県、及び原子力事業者と連携の上、情報収集事態（所在市町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理する。

### 6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備等

原子力災害応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保し、また、活動を円滑に実施するためには、緊急時における防災活動に必要な資機材等の備えが重要であることから、町は、国、県、原子力事業者その他関係機関と相互に協力して、原子力防災対策上必要とされる防災活動資機材等の整備を図る。また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県、原子力事業者その他関係機関と相互に密接な情報交換を行う。

### 7 飲食物の出荷制限、摂取制限等

#### (1) 飲食物の出荷制限及び摂取制限に関する体制整備

町は、国及び県の指導の下、飲食物の出荷制限及び摂取制限に関する体制をあらかじめ定める。

#### (2) 飲食物の出荷制限等を行った場合の町民への供給体制の確保

町は、飲食物の出荷制限又は摂取制限が行われた場合における町民への飲食物の供給体制をあらかじめ定める。

## 第4 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員等の届出の受理

### 1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等

町は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を

受けたときは、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答する。

## 2 防災要員の現況等の届出の受理

町は、原子力事業者が原災法第9条第5項の規定に基づき県に届け出る原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原災法第9条第1項の規定に基づき原子力事業者が選任した原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領する。

## 第5 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

### 1 原子力防災専門官との連携

町は、平常時から次の事項について原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

- 越前町地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、又は修正
- 原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡
- 原子力防災訓練の計画及び実施
- 原子力防災センターの防災拠点としての活用
- 事故時の連絡体制及び町民に対する原子力防災に関する情報伝達
- 防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携等の緊急事対応
- その他原子力防災に関し必要な事項

### 2 上席放射線防災専門官との連携

町は、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリングの協力、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図る。

## 第6 防災業務関係者への教育及び研修

町は、県及び国が実施する講習会、研修会等に積極的に参加するとともに、保有する資機材及び装備の使用方法等の習熟を図る。

## 第7 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、国、県、原子力事業者及びその他関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集・連絡を円滑に行うため、本章第2節「情報収集・伝達体制の整備」に定めるもののほか、次に掲げる事項について体制等を整備する。

### 1 関係機関相互の連携体制の確保

町は、国、県、原子力事業者その他関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図るため、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

- (1) 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- (2) 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- (3) 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- (4) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）
- (5) 専用回線網の整備（県及び原子力防災センターとの間の専用回線）

### 2 町民、自主防災組織等との連携

町は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、町民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

## 第8 緊急時モニタリング体制の整備

「警戒事態」発生後、県は「福井県モニタリング本部」を設置し、県及び原子力事業者等が連携して平常時モニタリングの強化等緊急時モニタリングの準備を実施する。また、「施設敷地緊急事態」発生後は、国（原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部。緊急時モニタリングに関しては、以下同じ。））の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等の要員により編成され、県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。

町は、町域における放射線に関する状況を迅速に把握するため、県の実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等協力を行うための体制を整備する。

## 第9 原子力災害医療体制の整備

町は、県が行う緊急時における町民等の健康管理、汚染検査及び除染等原子力災害医療への協力体制の整備を図る。

### 1 原子力災害医療体制の確立

#### (1) 原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院

県は、原子力災害医療機関として、次のとおり「原子力災害医療協力機関」を登録するとともに、「原子力災害拠点病院」を指定している。

① 原子力災害医療協力機関においては、次の項目のうち1項目以上を実施できるものとしている。

ア 被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療

イ 被災者の放射性物質による汚染の測定

ウ 原子力災害医療派遣チーム（被ばく医療現場派遣チーム。以下「現場派遣チーム」という。）の保有及び派遣体制の整備

エ 救護所への医療チーム又は医療関係者の派遣

オ スクリーニング実施のための放射性物質の検査チームの派遣

カ 地方公共団体等が行う安定ヨウ素剤配布の支援

キ その他原子力災害発生時に必要な支援

② 原子力災害拠点病院においては、次の機能を有するよう整備することとしている。

ア 被ばく傷病者等に対する専門的医療の実施

イ 原子力災害医療協力機関では対応できない被ばく傷病者等の受入れ

ウ 現場派遣チームの整備

[原子力災害医療機関]

区分	医療機関名	所在地
原子力災害 医療協力機関	国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘 33-1
	市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60
	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2
	若狭高浜病院	高浜町宮崎 87-14-2
	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1
	福井勝山総合病院	勝山市長山町 2-6-21
	公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31
	国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 238-1
	坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1-2-34
	越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 106-44-1
原子力災害 医療協力機関	レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9
	若狭町国民健康保険上中病院	若狭町市場 19-5
	一般社団法人福井県医師会	福井市大願寺 3丁目 4-10

原子力災害 拠点病院	一般社団法人福井県薬剤師会	福井市光陽4丁目 11-22
	公益社団法人福井県診療放射線技師会	福井市米松1丁目 16-31
	福井県立病院	福井市四ツ井 2-8-1
	福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月 23-3
	福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1

## (2) 救急医療班の整備

町は、県と連携し、救護所の設置等に係る体制の整備に努める。その際、国から派遣される高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センター等による現場派遣チーム又は専門派遣チーム派遣の要請手続き及び受入体制についても定める。

## (3) 原子力災害時の搬送体制の整備

町は、被ばく患者の搬送に備えて日頃から訓練等を通じて関係機関相互の協力体制を整える。また、搬送用資機材等の整備について相互に情報交換を行い、被ばく患者の搬送等に当たって、原子力災害医療の専門家から助言を得られる体制を整備する。

## (4) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、町民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備する。

## 緊急時における配布体制の整備

ア 県と連携し、緊急時に町民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておく。

イ 県と連携し、避難や屋内退避等を行う町民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備する。

ウ 県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した町民等の受入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努める。

## (5) 心身の健康相談体制の整備

町は、県及び国と連携の下、町民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

## (6) 原子力災害医療機関における体制整備

## ① 研修・訓練の実施

原子力災害医療機関の医療関係者は、定期的な研修、訓練を受けることにより、原子力災害医療に係る知識及び技術の維持・向上に努める。

## ② 原子力災害医療機関相互の連携

被ばく患者の重症度に応じて、適切な医療を行うとともに、各医療機関の要員及び資機材を有効に活用するため、原子力災害医療機関相互の連携を図る。

## 2 被ばく医療措置訓練の実施

町は、県、原子力事業者、医療関係者及びその他関係機関と連携し、救急処置を必要とする被ばく患者に対する措置等の訓練を行う。

## 第10 原子力防災知識の普及と啓発

町民においても、平常時から原子力防災に関する基礎的な知識を得て、万一の緊急時にどのような行動が必要になるかを理解しておくことが円滑な防護活動を実施する上で必要となる。このため、町は、第3章第2節「防災知識普及計画」に定めるもののほか、次に掲げる原子力災害特有の事項について普及・啓発を図る。

- 放射性物質及び放射線の特性
- 原子力施設の概要
- 避難所等に関すること
- 原子力災害と原子力防災対策
  - ・過去の原子力災害の事例
  - ・原子力災害に関する特性
  - ・原子力災害対策特別措置法の概要
  - ・町、県、国等が緊急時に講じる原子力防災対策の内容
- 原子力災害時における留意事項
  - ・緊急時にとるべき行動
  - ・コンクリート屋内退避所、避難所等での行動
  - ・飲料水、飲食物等備蓄物資の留意点
- その他必要な事項

## 第11 原子力防災訓練等の実施

原子力災害に際し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、町は、第3章第1節「防災訓練計画」に定めるもののほか、県と共同又は独自に、次の事項について、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案並びに訓練を実施することにより、原子力災害に対する防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

なお、国が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、本町が含まれる場合、町は、避難及び町民に対する情報提供等、町が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するほか、原子力防災訓練の実施計画に基づき、必要に応じ町民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

- 災害対策本部等の設置運営訓練
- 原子力防災センターへの参集、立ち上げ及び運営訓練
- 緊急時通信連絡訓練
- 緊急時モニタリング訓練
- 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練
- 原子力災害医療措置訓練
- 該当地域の町民に対する情報伝達・広報訓練
- 該当地域の町民に対する避難・退避訓練
- 交通対策等措置訓練・人命救助活動訓練

## 第12 原子力施設上空の飛行規制

原子力関係施設地帯の航空安全確保に関する規制措置については、昭和46年8月の自衛隊の低高度訓練飛行空域、試験空域設定等に伴い、国（国土交通省）において規制措置がとられているが、この飛行規制措置について、町は、国、県、関係市町及び原子力事業者と連携して対応する。

### 1 国の航空安全確保に関する規制措置

国（国土交通省）は、原子力関係施設に対する航空機による災害を未然に防止するため、次により航空安全の確保に関する規制措置を行っている。

(1) 原子力施設付近の上空に係る航空法第 81 条ただし書きの許可（最低安全高度以下の飛行に係る許可）は行わないこと。（「原子力関係施設上空の許可について」昭和 44 年 7 月 5 日付け空航第 263 号運輸省航空局長通達ほか）

(2) 原子力施設付近の上空（①北緯 35 度 56 分 34 秒／東経 136 度 06 分 24 秒 ②北緯 35 度 43 分／東経 136 度 19 分 ③北緯 35 度 35 分／東経 136 度 13 分 ④北緯 35 度 36 分／東経 135 度 38 分）の内側で自衛隊低高度訓練及び試験飛行等を行う場合は、北緯 35 度 42 分／東経 135 度 58 分の地点、北緯 35 度 44 分／東経 135 度 59 分の地点及び北緯 35 度 45 分／東経 136 度 01 分の地点を中心とする半径 2 海里の円内の区域の直上 2,000 フィートまでの空域を飛行禁止する（航空路誌：平成 12 年 1 月 27 日公示）。また、上記原子力施設上空の飛行について、2,000 フィート以上の空域についても水平飛行等の通常の飛行を行うよう指導している。

(3) 原子力事業者は、可能な限り原子力施設構内に航空障害灯及び昼間障害標識をつけるように努める。

## 2 町の対応

町は、規制措置違反の疑いのある航空機等を発見した場合は、直ちに県及び大阪航空局小松空港事務所に連絡する。

## 第13 要配慮者に配慮した原子力災害事前対策

要配慮者に配慮した原子力災害事前対策については、第 3 章第 2 節「要配慮者対策計画」に定めるところによるが、原子力災害発生時は、特に放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化する。

## 第14 防災対策資料の整備

原子力災害に際しては、放射性物質及び放射線による影響範囲を迅速に予測するとともに、的確に応急対策を実施することが重要であることから、町は、原子力防災対策に必要な資料を整備する。

### 1 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努める。

### 2 防災対策資料の整備

町は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策の的確な実施に資するため、次のような資料を適切に整備し、定期的に更新する。

なお、資料は、災害対策本部設置場所に適切に備え付け、これらを確実に管理する。

[整備を行うべき資料]

○ 原子力施設（事業所）に関する資料
・ 原子力事業者防災業務計画
・ 原子力事業所の施設の配置図
○ 社会環境に関する資料
・ 種々の縮尺の周辺地図
・ 周辺地域の人口、世帯数
・ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料
・ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画
・ 周辺地域の配慮すべき施設
・ 原子力災害医療施設に関する資料
・ 原子力防災センター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法
○ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
・ 周辺地域の気象資料
・ 線量推定計算に関する資料
・ 平常時環境放射線モニタリング資料
・ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産物の生産及び出荷状況</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防護資機材等に関する資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護資機材の備蓄・配備状況</li> <li>・避難用車両の緊急時における運用体制</li> <li>・安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料</li> <li>・原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制</li> <li>・状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難に関する資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区ごとの避難計画</li> <li>・避難所運用体制（広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）</li> </ul> </li> </ul>

### 3 災害復旧への備え

町は、災害復旧に資するため、国、県、関係市町、原子力事業者等と協力して、放射性物質による汚染の除去に関する資料の収集・整備等を図る。

## 第15 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないことなどの輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、関係機関においては次により対応する。

### 1 消防機関

事故の通報を受けた鯖江・丹生消防組合は、直ちにその旨を県危機管理課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

### 2 県警察本部（鯖江警察署）

事故の通報を受けた鯖江警察署等は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

### 3 海上保安部

事故の通報を受けた敦賀海上保安部等は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。

### 4 町及び県

町及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の町民の避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。



# 第3章 地域防災力の向上

本章においては、住民等の自主的な行動によって災害を未然に防止し、又は被害を軽減できるよう、住民、自主防災組織、ボランティア等の防災行動力の向上を図る計画について定める。

所 管	防災安全課、総務課、鯖江・丹生消防組合、関係機関
-----	--------------------------

## 第1節 防災訓練計画

災害に備えて応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、隣接市町等との連携にも配慮した訓練や図上訓練の実施、あるいは災害の原因や規模、降雪等の気象条件など幅広い想定に基づく訓練の実施など、関係機関の連携体制を強化するとともに、町民の防災意識の高揚を図るため、町民その他関係機関の協力を得て災害に関する各種の訓練を実施する。

### 第1 実施責務及び協力

#### 1 災害予防責任者

町は、災害予防責任者を指名し、災害予防責任者の指揮の下、個別又は関係機関と共同して必要な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図る。

#### 2 職員

職員は、本計画等の定めるところにより、防災訓練に参加する。

#### 3 町民その他関係諸団体

町民その他関係諸団体は、災害予防責任者の行う防災訓練や地域の防災訓練などに参加する。

### 第2 訓練の種別

町は、関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施する。

#### 1 個別訓練

##### (1) 水防訓練

町及び県は、管理区域における水防活動の円滑な遂行を図るため、個別又は相互に協力して、予警報等の伝達や各種水防工法等の訓練を実施する。

##### (2) 消防訓練

町及び鯖江・丹生消防組合は、消防活動の円滑な遂行を図るため、個別又は相互に協力して、非常招集、火災防御、救助等の訓練を実施する。また、学校、工場等多数の者が利用する場所では自衛消防組織等の訓練の実施を推進する。

##### (3) 救助救護訓練

町及び県をはじめ災害救助実施機関は、災害に際し、迅速かつ的確な救助及び救護を行うため、概ね次の事項について訓練を実施する。

- ① 避難
- ② 炊き出し、給水
- ③ 物資輸送
- ④ 医療助産
- ⑤ 救出

##### (4) 通信連絡訓練

町は、災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に行うため、平素より連絡体制の整備と通信手段、機材の操作等についての訓練及び気象予警報、災害情報等の伝達、指示、命令、報告等の訓練を適時実施する。

##### (5) 災害情報連絡訓練

町は、気象予警報その他災害に関する伝達、指示、命令、報告等を円滑に実施するため、連絡体制の強

化を主に実施する。

#### (6) 非常通信連絡訓練

町は、災害時に有線通信系統が不通となり、又は利用することが著しく困難になった場合、無線通信系統の円滑な利用を図るとともに、非常通信協議会の構成機関が所有する無線局によって、県及び関係機関との通信確保のための訓練を実施する。

#### (7) 非常招集（参集）訓練

町は、応急活動を実施するために必要な職員の招集又は参集を迅速かつ確実に実施できるよう、平素より非常招集（参集）訓練を実施する。

#### (8) 避難訓練

町は、地域、学校、病院、社会福祉施設、事業所、交通機関等において、あらゆる状況を想定した避難訓練を実施する。特に土砂災害（特別）警戒区域や浸水想定区域を重点とし、町民の早めの積極的な避難を促進するため、次の事項に留意し、土砂災害、洪水及び高潮災害に備えたより実践的な訓練を実施する。

新型コロナウイルス感染症を含む感染拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

① 避難指示等の早期判断（県等からの情報提供・助言を含む。）及び情報の受伝達

② 天候や時間帯などの状況に応じた町民の的確な避難行動（避難場所の選択、外出が危険な場合の屋内安全確保措置等）

③ 避難誘導體制及び救助体制の整備

#### (9) 図上訓練

町は、個別又は関係機関と共同して、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、図上において訓練を実施する。

### 2 総合防災訓練

町は、関係機関及び町民と一体となって、相互に連携協力し、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、総合防災訓練を毎年1回以上実施する。

### 3 広域合同防災訓練

町は、隣接市町との連携体制を強化するため、隣接市町と合同で総合防災訓練を実施する。

### 4 自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

町は、事業所における自衛消防組織が、地域の自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう合同訓練の実施について指導・助言を行う。

### 5 その他の訓練

町は、県と協力し、自衛隊の派遣について、あらかじめ分野ごとの要請手順、連絡方法・窓口、連絡班の受入れ、活動拠点等を取り決めておくものとし、これらに基づく訓練や協議を実施するとともに、周辺市町にまたがる広域的な総合防災訓練を実施する。

## 第3 実践的な訓練の実施と事後評価

町は、訓練を実施するに当たって、関係機関の協力を得て作成した、災害の様態を具体的に想定した詳細なシナリオ（複合災害や重大事故等を含む。）に基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練などのほか、図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施して改善点を明らかにし、必要に応じて緊急時のマニュアルの作成や改訂に活用し、防災体制の改善に取り組む。

さらに、必要に応じて訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行っていくこととする。

## 第4 防災訓練に関する普及・啓発

町は、町、事業所、地域等による防災訓練や県総合防災訓練の参加者となる町民に対して、町や県の広報等各種の媒体を通じた普及・啓発を行い、防災訓練への参加意識の高揚を図る。

## 第5 訓練のための通行規制

町は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、県公安委員会と連携し、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者及び車両の道路における通行を禁止又は制限する。

## 第6 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第4節「要配慮者対策計画」による。

## 第2節 防災知識普及計画

災害から町民の生命、身体及び財産を守るためには関係機関の職員をはじめ、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、町民一人ひとりが日頃から災害について認識を深め、自分の身体及び自分の財産は、まず自分で守るということ意識し行動することや、地域の人々が互いに助け合うという意識と行動が大切である。

このため町をはじめとする関係機関は、防災広報、防災教育等の機会を通じ、町民の防災意識の高揚に努める。

### 第1 町民に対する防災知識の普及

町は、町民の防災意識の高揚を図るため、気候変動の影響も踏まえつつ、各種の手法を活用した教材及びマニュアルを作成するほか、社会教育、防災に関する様々な動向や専門家の知見も取り入れた各種データのわかりやすい発信などを通じて防災に関する関心を高め、防災知識を普及させる。また、災害による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとることや、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を町民等に対して行う。

なお、町が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

また、指定避難所や、仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者等が性犯罪やDVの被害に遭わないよう、お互いに助け合いを促す環境づくりに努める。

#### 1 普及の方法

- (1) C A T V、町ホームページ及び広報誌による広報・啓発
- (2) 講習会・研修会・実地研修等の開催（要配慮者にも十分配慮する。）
- (3) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じた広報
- (4) 防災週間等に合わせた防災訓練の実施による啓発
- (5) 防災パンフレット、ハザードマップ、災害発生時の行動マニュアル等の配布
- (6) 町民運動としての地域的取り組みの推進
- (7) SNS等を活用した情報発信

#### 2 普及の内容

防災知識の普及内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害に関する一般知識。なお、津波に関しては、特に、次の知識の普及に努める。

##### ① 避難行動に関する知識

- ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- ・避難に当たっては徒歩によることを原則とし、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことにつながる。

##### ② 津波の特性に関する情報

- ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。
- ・標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること。
- ・海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- ・第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること。

##### ③ 津波に関する想定・予測の不確実性

- ・地震、津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- ・浸水想定区域外でも浸水する可能性があること。
- ・緊急避難場所、避難所の孤立や緊急避難場所、避難所自体の被災も有り得ること。

## (2) 本計画の概要

## (3) 過去の主な被害事例

## (4) 平常時の心得

- ① 非常持出品の準備
- ② 家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ③ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- ④ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動
- ⑤ 津波警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動
- ⑥ 緊急避難場所、避難所での行動
- ⑦ 災害時の家族内の連絡方法や避難ルールの取決め

## (5) 危険物等に関する知識

## (6) 最低3日間、推奨1週間分の水・食料・簡易トイレ・トイレットペーパー等の備蓄

## (7) 早期避難の重要性等災害発生時の心得、適切な避難のタイミング

## (8) 警報等発表時、避難指示・高齢者等避難等の発令時にとるべき行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

## (9) 避難所における夏季の熱中症予防や対処法

## (10) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等

## (11) 家屋が被災した際の、生活の再建に資する行動

## (12) 各機関の防災対策

## (13) 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等

## (14) 地震保険に関する知識

## (15) その他災害に関する知識

## 3 避難状況把握のための周知

町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、町民等へ周知する。

## 4 災害に関する資料の公開

町は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存する。また、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるとともに、災害教訓等の伝承を行う町民等の取り組みを支援する。

## 5 地震保険の普及・促進

町は、家屋や施設園芸用施設等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、住民の地震保険・共済や農業保険の加入の促進に努める。

## 第2 職員の防災研修

町は、職員の災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な実施を期するため、専門家の知見や職員初動マニュアルの作成に努めるとともに、次により防災研修の周知徹底を図る。

## 1 研修の方法

- (1) 講習会、講演会等の開催
- (2) 見学、現地調査等の実施
- (3) 防災活動手引書等の配布
- (4) 訓練による実践的研修

## 2 研修の内容

- (1) 本計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 非常参集の方法
- (3) 災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- (4) 防災知識と技術
- (5) 防災関係法令の運用
- (6) その他必要な事項

## 第3 学校における防災教育

町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

### 1 児童・生徒に対する防災教育

学校長は、児童・生徒に対して防災教育を推進し、防災知識の普及・啓発、実践的な行動力の修得等を図る。

- (1) 学校教育における防災知識の指導
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 学校行事等における指導

### 2 教職員

学校長は、教職員に対して、防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。

## 第4 防災上重要な施設の管理者等の防災教育

町及び関係機関は、防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や災害時の防災教育を実施する。

## 第5 事業者等に対する防災知識の普及啓発

町及び鯖江・丹生消防組合は、事業者等が防災活動を円滑に実施できるよう、商工会及び観光協会と連携の上、防災計画の作成を指導する。

## 第6 自動車運転者等に対する防災教育

鯖江警察署は、自動車の運転者及び使用者に対し、災害発生時における自動車の運行措置について、各種講習会等の開催によって防災教育を実施する。

## 第7 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者に対する防災知識の普及については、本章第4節「要配慮者対策計画」の定めるところによる。

## 第8 災害教訓の伝承

町民は、自らの災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び町は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

## 第9 外国人に係る対策

### 1 防災知識の普及啓発

町は、災害時に取るべき行動や災害情報を記載した「多言語防災カード」の配布や各地域における外国人コミュニティリーダーの養成等を通じ、外国人の防災知識の普及啓発を推進する。

### 2 外国人を含めた防災訓練等の実施

町は、防災訓練を実施する際、外国人の参加を呼びかけるなど、地域において外国人を支援する体制が整備されるよう努める。

また、外国人、通訳ボランティア等が参加する災害多言語支援センターの設置・運営訓練を行い、参加者や職員の対応能力の向上を図り、災害時の外国人支援に備える。

### 3 通訳ボランティア等の育成・確保

町は、災害時に外国人を支援できるよう、通訳ボランティアの育成や確保に努めるとともに、外国人の自助や地域でのネットワークづくりに資するため、外国人に日本語を教えるボランティアを育成する。

### 4 外国人相談体制の充実

町は、防災を含む日常生活の中での様々な問題について、気軽に相談し、適切な助言が受けられるように相談窓口の拡充を図る。

所 管	防災安全課，総務課
-----	-----------

## 第3節 自主防災組織等の育成

災害発生時に、行政と町民及び事業所が一体となって災害対策活動に取り組み、被害拡大を防止するため、各地域や事業所等における自主防災組織の育成・強化を図る。

### 第1 自主防災組織

#### 1 組織の種類

自主防災組織は、次のものとする。

- (1) 地域の防災組織  
自治会等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの。
- (2) 施設、事業所等の防災組織  
学校、病院、事業所等の施設及び危険物等を取り扱う事業所において、管理者が組織し、設置するもの。
- (3) 各種団体の防災組織  
婦人団体、壮年団体、アマチュア無線関係団体等の各種団体が自主的に組織し、設置するもの。

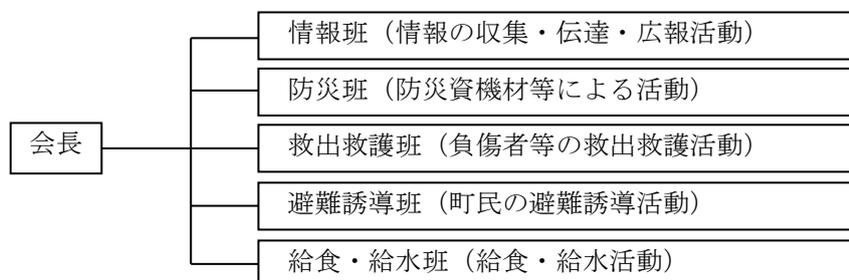
#### 2 組織の編成及び構成

##### (1) 自主防災組織の編成

- ① 自主防災組織は、小学校区を中心に地域の实情に応じ、自治会活動に防災活動を組み入れることや、婦人団体や壮年団体等その地域で活動している組織の活動に防災活動を組み入れることによりその組織化を図る。
- ② 通勤者が多い地域においては、昼間の活動に支障のないよう在宅者中心の組織を編成する。
- ③ 施設、事業所における自衛消防組織は、地域を構成する一員として地域における自主防災組織に協力参加する。

##### (2) 自主防災組織の構成

自主防災組織の構成は、それぞれの規約で定めるところであるが、例示すると次のとおりである。



##### (3) 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していく上で基本的な事項は、規約で定める。

#### 3 自主防災組織の活動内容

##### (1) 平常時の活動

- ① 災害情報等の情報が正確かつ迅速に伝達されるシステムの確立
- ② 防災知識の普及・啓発
- ③ 防災訓練（避難訓練、初期消火、救出救護等）の実施
- ④ 火気使用設備器具等の点検指導
- ⑤ 防災用資機材等の整備及び定期点検の実施
- ⑥ 町民における非常食、救急医薬品等の常備・備蓄の指導
- ⑦ 町民参加による地域ぐるみの安全点検の実施
- ⑧ 要配慮者の把握
- ⑨ 避難路及び避難場所の確認

##### (2) 災害発生時の活動

- ① 地域内で発生した被害状況の町長への伝達
- ② 町及び鯖江・丹生消防組合その他の関係機関の提供する情報の町民への伝達

- ③ 各家庭に対する出火防止の呼びかけ
- ④ 初期消火活動及び救出救助活動の実施
- ⑤ 避難、指示等の伝達
- ⑥ 傷病者及び要配慮者の避難誘導
- ⑦ 炊き出し、給水、救難物資等の配布等の協力
- ⑧ その他関係機関等の行う応急活動への協力

#### 4 町の措置

##### (1) 自主防災組織づくりの推進

町は、県と連携して地域ごとの防災組織の設置及び育成を図り、自主防災組織の活動資機材・設備の整備、訓練の実施に努める。また、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

##### (2) 自主防災組織の防災リーダー育成

町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、県と連携して定期的に活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。

##### (3) 自主防災組織への助成

町は、自主防災組織による初期消火活動等を迅速かつ効果的に行うために必要な可搬式動力ポンプや耐震性貯水槽（防火水槽）等の施設整備及び防災資機材を早急に整備する。

## 第2 事業所等における自衛消防組織

### 1 活動内容

事業所等は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域および土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。平常時及び災害発生時において、効果的に防災活動を行うよう努める。また、事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献及び地域との共生を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

#### (1) 平常時の活動

- ① 災害情報等の情報が正確かつ迅速に伝達されるシステムの確立及び地域との連携強化
- ② 従業員等に対する防災教育の実施
- ③ 防災訓練の実施
- ④ 火気使用設備器具等の点検
- ⑤ 消防用設備等の整備及び定期点検の実施

#### (2) 災害発生時の活動

- ① 事業所内で災害が発生した場合、直ちに所管消防署及び町への伝達
- ② 地域における防災活動への積極的な協力
- ③ 火災が発生した場合の初期消火活動の実施
- ④ 避難誘導措置の実施
- ⑤ 負傷者の救出救護
- ⑥ その他関係機関等の行う応急活動への協力

### 2 町の措置

特定の危険物等を取り扱う事業所、多数の者が利用する施設等については、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することが義務づけられている。

町は、県と連携し、それ以外の事業所等についても自衛消防組織を設置することを推進し、その指導に努める。また、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率の向上や事業者等の事業継続計画（BCP）策定に向けて、町商工会、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のため、リーダー等の育成に努める。

## 第3 自主防災組織と自衛消防組織の連携

町は、事業所における自衛消防組織が地域の自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

#### 第4 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

## 第4節 要配慮者対策計画

災害が発生した場合に被害を受けやすい要配慮者の安全の確保を図るため、高齢者、障がい者、乳幼児及び外国人に配慮したまちづくりや社会福祉施設等における防災体制の強化を推進するとともに、防災知識の普及、地域ぐるみの救護体制の整備等を行う。また、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

### 第1 高齢者や障がい者に配慮したまちづくり

#### 1 福祉のまちづくりの推進

町は、高齢者や障がい者の社会参加の基盤となる生活環境の改善を地域社会全体として推進するため、高齢者や障がい者に配慮したまちづくりを進める。

#### 2 避難路の整備及び確保

町は、要配慮者利用施設から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難の際の障害物を除去するなど、歩行器や車椅子等が容易に通行できるよう避難路の安全確保を図る。また、不特定多数の人が利用する公共施設においては、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を推進するよう検討する。

### 第2 要配慮者利用施設における防災体制の強化

#### 1 要配慮者利用施設の耐震化等

町及び鯖江・丹生消防組合は、施設内にスプリンクラーや屋内消火栓等の消火設備の設置、建物構造の耐震化など要配慮者利用施設の防災化のための施設・設備の充実強化を指導する。

要配慮者利用施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、要配慮者利用施設の耐震化を図るなど防災化のための施設設備の整備を行う。

#### 2 管理体制の整備

(1) 要配慮者利用施設の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担について避難確保計画やマニュアル等をあらかじめ定める。

(2) 災害時には、施設職員の対応だけでは不十分な場合も多いため、要配慮者利用施設の管理者は、他の社会福祉施設、消防団、自主防災組織等を中心とした地域住民との日常の連携が密になるように努め、入所者の実態に応じた協力が得られるようにする。

#### 3 緊急連絡体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の発生に備え、所管消防署等へ早期の連絡が可能な非常通報装置の設置に努める。

#### 4 協力体制の整備

町は、要配慮者のための福祉避難所の確保や介護支援の協力体制を整備するため、町内の関係福祉施設等と災害時応援協定の締結に努める。また、要配慮者の緊急の避難場所として、病院、要配慮者利用施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等（一時的な場所を含む。）の活用について、施設管理者の理解が得られるよう努める。

### 第3 防災知識の普及

#### 1 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

町は、県と協力して、漫画やビデオの手法を取り入れることや外国語版等、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及・啓発を行う。

#### 2 要配慮者利用施設及び事業所等の防災知識の普及・啓発

要配慮者利用施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者に対し、避難確保計画等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

## 第4 地域ぐるみの救護体制の整備

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の町民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。また、要配慮者の近隣の町民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握し、地域ぐるみの救護体制を整備する。

### 1 避難行動要支援者避難支援プラン

町は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画を整備するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

また、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

なお、その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合または、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

#### (1) 名簿情報の提供先と支援体制の整備

避難行動要支援者本人等の同意を得て、平常時から避難行動要支援者名簿を提供する機関（避難支援等関係者）は、次のとおりである。町は、避難支援等関係者と連携し、災害発生時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図る。

- ① 消防機関
- ② 警察機関
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 町社会福祉協議会
- ⑤ 自主防災組織 等

#### (2) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、災害対策基本法第49条の10第1項に基づき、避難行動要支援者の避難支援を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、町と福祉関係機関、自主防災組織等関係機関は、相互に協力し作成している「災害時要援護者台帳」を避難行動要支援者名簿とみなす。

##### ① 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- ア 高齢者（75歳以上のみの世帯）
- イ 障がい者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A精神障害者保健福祉手帳1級の者）
- ウ 要介護状態区分が3以上の者
- エ 町の生活支援を受けている難病患者
- オ その他、援護を必要としている者

##### ② 避難行動要支援者の名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等に必要な事項等を記載する。

名簿の作成に当たっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、民生部門で把握している障がい者や要介護者等の情報を集約する。また、町は、必要に応じて関係機関から情報提供を求め、避難行動要支援者の把握に努める。

(3) 名簿情報の漏えい防止

避難支援等関係者は、災害対策基本法第49条の13において、提供された名簿情報について守秘義務が課せられていることを十分に留意し、必要以上に複製しないなど、名簿情報を適切に管理する。また、町は、名簿情報提供時（更新時を含む。）及びその他の機会において、避難支援等関係者に対して名簿の取扱いについて指導する。

(4) 情報伝達、避難支援体制の等の整備

町は、地域ぐるみの協力の下に、避難行動要支援者に対して複数の支援者を定めた具体的な「個別支援計画」を整備し、安否確認、情報伝達、避難誘導體制の確立に努める。この際、情報の伝わりにくい避難行動支援者への避難指示等の伝達に特に配慮する。また、避難行動要支援者の特性に応じ、情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、携帯端末等の情報機器の活用、情報内容の工夫、緊急通報システムの整備等に努める。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者に対する支援は、避難支援等関係者の安全が確保できる範囲とし、町は、避難行動支援者の理解が得られるように努める。

2 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

3 介護体制の整備

町は、町社会福祉協議会と連携をとり、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（福祉避難所の設置を含む。）を整備する。

4 避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、要配慮者の利用を考慮して施設の整備に努める。また、町は、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難所（一時的な避難場所を含む。）への活用について、管理者の理解が得られるよう努める。

5 福祉避難所の指定及び周知

町は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活できる体制が整備された避難所（以下、福祉避難所という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。

なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された老人福祉センター等の施設を指定する。

町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

## 第5 在宅者対策

1 緊急通報システム等の整備

町は、要配慮者が突発的な災害・事故・急病に見舞われた場合に備え、要配慮者と鯖江・丹生消防組合等との間に緊急通報システムを構築する。

なお、このシステムを構築するに当たっては、医療機関、福祉関係機関、消防団及び自主防災組織を中心とした地域住民との間にネットワークを形成し、地域住民等に発信者の容態確認や介護を依頼するなど、地域ぐるみの支援体制の確立に努める。

## 2 防災知識の普及、啓発

町は、要配慮者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、防災知識の普及・啓発に努める。また、所管消防署は、消防団等と役割分担の上、対象世帯等を訪問し、防災等の相談を行うとともに、必要に応じて防災環境の整備について指導を行う。

## 第6 要配慮者に配慮した情報提供体制の確立

### 1 障がい者等への情報提供

町は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得できるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

町は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 障がい者等には情報が伝達されにくいことから、町は、聴覚障がい者に対してはインターネット、掲示板、ファクシミリ、手話通訳、文字放送等により、視覚障がい者に対しては点字等により情報提供を行うなど要配慮者との特性にあわせた情報提供に努めるほか、機器の整備、人材の育成、確保等に努める。
- (2) 障がい者への情報提供には、障がい者（支援）団体やボランティア団体との連携が必要なことから、町は、連携体制の強化・推進を図る。
- (3) 町は、要配慮者に対して携帯電話メール等を活用した情報提供について検討する。

### 2 外国人への情報提供

外国人には、日本語を解せない者や被災地の地理や事情に不慣れな者も多いと考えられるため、町は、必要に応じて、外国語による情報提供や通訳を配置した外国人向け相談体制の構築に努める。また、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の情報伝達体制等の整備に努める。

## 第7 防災訓練における配慮事項

町は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

## 第8 要配慮者に対する災害対策の配慮

町は、各災害対策を講じるに当たって、要配慮者のための福祉避難所の確保等、次に掲げる事項に配慮した災害対策を行う。

- (1) 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 障がいの状況等に応じた情報提供
- (4) ミルクや軟らかい食品等特別食料を必要とする者に対する当該食料の確保及び提供
- (5) 避難所・居宅への必要な資機材の設置及び配布
- (6) 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- (7) 避難所又は在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入要請の実施（福祉避難所の設置を含む。）

## 第5節 ボランティア活動支援計画

県及び関係機関と連携し、ボランティア活動に関する研修、資機材の整備、ボランティア活動体制の整備等の支援を行い、円滑なボランティア活動の実施を図る。

### 第1 災害ボランティア活動の推進

町は、災害ボランティア活動の推進に係る施策の基本となる事項を定めた福井県災害ボランティア活動推進条例に基づき、災害ボランティア活動を総合的かつ計画的に推進する。

町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動・避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

### 第2 ボランティア活動への支援及び広域応援体制の整備

#### 1 ボランティア意識の醸成

町は、様々な活動を行うボランティアの育成を図るため、県及び町社会福祉協議会と連携し、インターネット上でボランティア情報を提供する「福井県社会貢献活動支援ネット」の普及を図り、町民の登録を促進するとともに、電子メールその他の各種広報媒体によるボランティア関連情報の情報提供を行う。また、「防災とボランティアの日」、「防災とボランティア週間」において啓発行事を実施し、ボランティア活動の普及に努める。

#### 2 ボランティア活動への支援

町は、町社会福祉協議会等と連携し、県が行うボランティア活動に必要な知識、技能等の研修会、ボランティアコーディネーターの養成等について協力する。

#### 3 ボランティア活動体制の整備

町は、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を推進し、各種団体との連携を図る。また、ボランティア団体等と意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

##### (1) 受入窓口の整備

町社会福祉協議会は、災害ボランティアの活動を行おうとする者の受入れ及び活動の調整を行うため、「越前町災害ボランティアセンター連絡会設置要綱」に基づき連絡会を開催する。また、ボランティアセンターの設置・運営拠点は町社会福祉協議会、同宮崎支所、越前支所、織田支所の中から災害の状況に応じて場所を選定することとし、併せて受入窓口とする。また、運営については、救助衛生班とボランティアセンターが緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動に際し、必要な情報を随時提供できる体制づくりにも努める。

##### (2) ボランティア活動拠点の整備

町は、災害時にボランティア活動のための拠点をあつせん若しくは提供できるよう、あらかじめ計画する。また、町社会福祉協議会はボランティア保険の加入体制の整備に努める。

##### (3) 連携体制の整備

災害ボランティアの活動を円滑に立ち上げ、実施するため、ボランティアのあつせんや隣接市町のサポートも含め、あらかじめ相互に可能な事項について確認し、市町相互による広域的な応援協定の締結及び遠隔地との応援体制の整備に努める。

